

○坪内委員長

皆さん、おはようございます。ただいまから防災地域建設委員会を開会します。

この委員会構成では最後の定例会での委員会審査となります。皆さん悔いが残らないように質疑をお願いしたいなと思うところがございます。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、地域振興部、企業局、土木部、防災部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知ください。

これより地域振興部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

改めまして、おはようございます。坪内委員長、原副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素より地域振興部所管の事項につきまして格別の御支援、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

冒頭、私のほうから2点について申し上げさせていただきます。1点目は、今年度から行うことといたしております新規イベント、しまね企業EXPOについてでございます。このイベントは移住定住施策の一環として行いますもので、県出身の若者をメインターゲットとした合同企業説明会ということでございますが、昨年11月に大阪で行いました。また、1月下旬には東京において開催ということで、この東京会場につきましては、この委員会からも、大変お忙しい中、複数の委員に御出席いただきまして様子を御覧いただいたところがございます。大変ありがとうございました。

東京会場につきましては、県内企業20社と学生、社会人112名の参加を得て行ったというところがございますが、会社説明を単に行うということだけではございませんで、企業と参加者によるグループワークでございますとか、飲食を伴いながらの交流会なども行ったところでありまして、お互いの理解を深めることにつながったのではないかと考えているところがございます。引き続き、市町村ですとか関係機関と連携いたしまして、このような取組を含めまして、移住定住施策をさらに進めていきたいと考えているところがございます。

2点目は、ベトナムチャーター便についてであります。ベトナム航空との覚書などに基づきます国際チャーター便につきましては、昨年5月に続きまして、今月の21日から25日にかけて第2便が運航というところがございます。このチャーター便を利用いたしまして、私をはじめとした地域振興部職員並びに他の関係部局の職員も一緒にベトナムを訪問する予定としておりまして、在ベトナムの日系機関をはじめとして、現地との各種交流、あるいは島根県のPRなどを行う予定といたしております。引き続き、実績を積み重ねていきまして、連続チャーター便への運航へとつなげていきたいと考えております。

本日は、条例案2件、予算案4件について御審査いただきますほか、報告事項2点について御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された地域振興部に係る議案は、条例案2件、予算案4件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第34号議案のうち関係分及び第35号議案について執行部から説明してください。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

そういたしますと、資料の1ページ目をお願いいたします。私のほうからは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

まず、提案理由でございますけれども、1ポツ目の最初のところの3行、長い法律名がございますけれども、これは国のほうでICTの活用による行政手続関連の複数の法律が一括して昨年6月に公布された法律名でございます。それに伴いまして、3行目の中ほどでございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、あるいはマイナンバー法と呼ばれる法律でございますけれども、この番号法が改正されることから、規定の整理を行うものでございます。

この番号法の改正につきましては、下の参考というところをまず御覧いただければと思いますけれども、マイナンバーカードを持ち歩かなくともスマートフォンで同じ本人確認が行えるようにするため、マイナンバーカードが保有しております基本4情報等と呼ばれる氏名ですとか生年月日とかマイナンバー等々でございますけれども、これをスマートフォンのほうに搭載をいたしまして、本人の了解の下で相手方に提供できる仕組みを設けるための改正がその内容となっております。

具体的には2の改正の内容のところでございますけれども、この関係で番号法に今申し上げました改正内容に関する新たな言葉の定義が第2条第8項として追加をされたことに伴いまして、条例の中で引用する番号法の条項に、いわゆる番号ずれが生じることになりまして、表にございますとおり、3つの箇所の番号の整理をする必要が生じたものでございます。このことによりまして条例の実質的な中身について変更が生じるものではございませんので、申し添えます。

3の施行期日でございますけれども、法律が施行される令和7年4月1日としております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

新田市町村課長。

○新田市町村課長

続きまして、2ページをお願いいたします。第35号議案、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

はじめに、住民基本台帳の現行制度について御説明させていただきます。参考の1つ目のポツに記載してありますけれども、市町村が保有する本人確認情報については、住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットで県や国で共有しておりまして、住基ネットで

利用できる事務や提供できる執行機関は、住民基本台帳法や省令のほか、法令に定めのない県所管事務につきましては、住民基本台帳法施行条例により定められております。

これを踏まえまして、今回の改正についてですが、資料の1、提案理由のとおり、記載してあります省令が制定されたことに伴いまして、条例で定めている住民基本台帳ネットワークシステムを用いた本人確認情報の利用に係る事務のうち、当該省令で規定された事務を削除するものでございます。

具体的には、2、改正の内容に記載のとおり、B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等、肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務が省令で規定されたことから、条例で定める事務としては削除するというものでございます。

3、施行期日ですけれども、公布の日から施行することとしております。

なお、参考の2つ目のポツに記載しておりますけれども、当該事務につきましては、昨年度、住基条例の一部を改正する条例で住基ネットが利用できる事務として追加しておりましたが、未施行のため、一部改正条例の一部の改正を行うものであります。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

山根委員。

○山根委員

第34号議案ですけれども、これは県の行政手続に関する事業をこういうふうにしますよと。本人の了解の下に、相手方に提供する仕組みにしますよということですね。国のものについては、法律でそのようにもうなってるんですか。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

今、御質問のありました法改正の内容が、マイナンバーカードの基本4情報等をスマートフォンに載せるという法律がこのたび施行されるということでございまして、それに伴って県の条例の中身が変わるというものではございませんで、法律にスマートフォンに載せる情報の定義がされたと、そういうふうになるということです。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

もうその法律そのものになっているっていう理解をしていいですね。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

その法律が4月1日から施行されるということです。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

それに伴って関係条例の条項を整理してきれいにしますよと、こういうことと理解して

いいですね。実態は変わりませんね。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

おっしゃるとおりでございます。

○坪内委員長

よろしいですか。山根委員。

○山根委員

分かりました。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

条例案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第34号議案のうち関係分及び第35号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第34号議案のうち関係分及び第35号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分及び第7号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

それでは、委員会資料3ページを御覧ください。第3号議案、令和7年度一般会計当初予算のうち関係分につきまして御説明をいたします。

1ポツ目の表の一番下の行でございます。地域振興部の令和7年度当初予算の総額は63億8,144万1,000円で、前年度と比較いたしまして16億1,300万円余の減とさせていただいております。このうち交通対策課が20億4,800万円余の大幅な減となっておりますけれども、これは前年度予算を大幅に増額いたしました出雲縁結び空港周辺対策事業について、事業の進捗によりまして用地取得や移転補償の経費が減額したことなどによるものでございます。

課別の主な増減といたしましては、地域政策課は、デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けた産官学民連携プラットフォームの整備などにより増額、しまね暮らし推進課は、地域別、年代別など属性に応じたUターン、Iターン施策の拡充などにより増額とな

っております。また、中山間地域・離島振興課は、地域内経済循環促進事業などにより増額、市町村課は、参議院議員通常選挙に係る選挙費などにより増額、交通対策課は、出雲縁結び空港周辺対策事業費の減などにより減額となっております。

2ポツの表は、各課の主要事業とその説明資料のページを記載しております。

各課分の詳細は、この後、順次、担当課長または室長から御説明をいたします。

続いて、4ページを御覧ください。地域政策課分について御説明いたします。予算額は5億2,834万4,000円で、対前年度で3,400万円余の増とさせていただいております。給与費につきましては表1番と2番の合計でございますが、前年度と比較いたしまして1,600万円余の増で、給与改定の影響などによるものでございます。

5番のデジタル戦略推進事業費につきましては、一部拡充とさせていただいており、この後、担当室長より御説明をいたします。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

そうしますと、資料の5ページをお願いいたします。私からは、デジタル戦略推進事業について御説明をいたします。この事業は、ICTを活用した地域課題解決に向けた取組の支援などを通じまして、デジタルによる県民の利便性向上等を図る取組を推進するものでございます。

2の事業内容について御説明をいたします。(1)から(3)までのまず名称でございますけれども、こちらは第2期島根創生計画第1編のほうに、このたび新規施策として追加することになっておりますICT・デジタル化の推進の取組の方向と名前を一致させたものでございます。予算額の比較につきましては、各項目に今年度の予算事業を当てはめ直した上で今年度予算との比較を行ってございますので、御了承のほどお願いをいたします。

(1)あらゆる分野でのICT利活用につきましては、3,486万円余を計上しております。①のほうが新規事業となります。先ほど課長のほうからも御紹介いたしましたとおり、産官学民が連携したプラットフォームを整備とございますが、具体的にはデジタルで地域課題解決を図りたいとする様々な官民の立場の方がいつでもつながることができるコミュニティづくりを行おうとするものでございまして、例えばチャットシステムのようなデジタル空間の整備のほか、マッチングの機会をリアルな空間でも創出することも想定をしております。加えまして、新たな取組にチャレンジしようとする実証事業の支援も予定をしております。こちらの①のほうに1,800万円を、そして②の継続事業として、データ利活用のためのワークショップや専用サイトの運営等に1,686万円余を計上しております。

続きまして、(2)の県民の利便性と行政の効率化のほうは4,741万円余を計上しております。①市町村の業務システムのうち基幹20システムの標準化作業を円滑に行うため、令和5年度から民間企業に委託し、市町村の進捗状況の把握や助言を行っておりますが、これに加えて、国からはそれ以外のシステムの共同利用などを検討するよう求められており、今年度の1,560万円余から3,700万円余に拡充して実施するもの

でございます。なお、この取組には別途、市町村振興協会からも県予算とは別に2,700万円余りを拠出いただき、実施することとしております。②ではビジネスチャットツール等を活用し、県と市町村同士の意見交換や専門家も交えた意見交換、③ではトップセミナーや研修会、これらの取組を来年度も継続して実施することとしております。

(3)のデジタルデバインド対策は、継続事業としまして794万円余を計上しております。なお、予算額が令和6年度から660万円余の減額となっておりますけれども、これは一部の事業で企業版ふるさと納税が実質的な原資となっておりますけれども、当初予算計上の段階で比較しますと、現時点で見込める納税額が少なくなっているのが原因でございますので、今後納税いただける案件が出てまいりましたら、補正予算による対応も検討したいと考えているところでございます。

3の予算額ですけれども、9,022万円余を計上しております。

私からは以上です。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

続きまして、6ページをお願いいたします。しまね暮らし推進課の令和7年度当初予算総額は13億5,300万円余を計上しており、対前年1億4,600万円余の増となっております。増の理由といたしましては、右側に国庫金の欄がありますが、ここが1億6,500万円余、入っていますが、これは令和7年度から新たに新設されました国の第2世代交付金、今年度という地方創生推進交付金であります。この交付金を積極的に取りに行きまして、下の表のナンバー2のふるさと島根定住推進事業、Uターン対策であったり、ナンバー3の関係人口事業を強化しようとするものでございます。

次に、下の表、債務負担行為につきましては、これは例年のものでありますが、ナンバー1が過疎債を活用し、移住者支援を行う市町村に対し、その後年度の償還の一部を支援するもの、ナンバー2が産業体験事業で、体験期間が年度をまたぐものに係る経費であります。

次に、個別事業の説明であります。7ページを御覧ください。まず、移住・定住対策であります。1、事業概要ですが、本事業は、ふるさと島根定住財団を中心にUターン、Iターン施策を推進するものであります。

2、事業内容ですが、移住・定住対策につきましては、移住者の段階に応じて施策を実施することとしておりまして、まず、(1)の定住情報の発信ということで、最初のステップ段階ですが、③の若者や女性に向けた県内外の情報発信の強化、拡充を図っていきます。次に、(2)県外等での情報提供・相談であります。④首都圏での移住イベントを企画・実施するプランナーを新たに首都圏に配置することとしております。次に、(3)産業体験・職業紹介であります。②の無料職業紹介事業に企業と移住者を自動でマッチングする機能を新たに追加し、就職支援の強化を取り組んでまいります。

次に、8ページお願いいたします。(4)受入れ体制の強化としまして、引き続き、①市町村、②地域団体支援を行ってまいります。(5)は定住財団の運営費でございまして、主に財団職員の人件費となっております。

3、本事業の令和7年度の当初予算額は6億500万円余、対前年1億1,700万円

余の増となっております。

次に、9ページの関係人口の拡大であります。1、事業概要ですが、本事業は、ふるさと島根定住財団を中心に関係人口の拡大を推進するものでございます。

2、事業内容でございますが、まず、(1)関係人口の開拓として、①都市部において連続講座やセミナーを開催し、関係人口の開拓をしてまいります。次に、こうした開拓の取組により島根に興味を持ってもらった人を、(2)で①の「しまっち！」等を活用しまして、具体的に関係人口と現地をマッチングしてまいります。また、(3)では、関係人口を受け入れる受入れ地域側の強化を図るために、②県内の地域づくり関心層に向けて、新たに実践的な講座を立ち上げてまいります。次に、(4)県内高校を卒業し、一旦県外に出てしまっている学生や若手社会人とつながりを創出してまいります。具体的には①高校までのつながりを引き続き維持しようとする市町村を支援してまいります。②県外に進学した学生同士のネットワーク形成を進めてまいります。

こうした取組によりまして、3、令和7年度の当初予算額は1億2,300万円余、対前年2,200万円余の増となっております。

次に、10ページ、わくわく島根生活実現支援事業であります。1、事業の概要でございますけれども、本事業は、東京圏からのUターン、Iターン施策を推進するために移住支援金を交付する国庫補助事業でございます。

2、事業内容ですが、この移住支援金の対象は、東京23区に5年以上居住、または通勤されている方で、以下の①から④のいずれかに該当する方でございます。交付上限額は、世帯で移住される場合は100万円、子ども1人につき100万円加算、単身の場合は60万円となっております。

3、令和7年度の当初予算額は1億1,400万円余、対前年2,300万円余の増となっております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

続きまして、中山間地域・離島振興課所管の当初予算について御説明をいたします。資料11ページをお願いいたします。

当初予算は総額で3億5,300万円余となり、前年度と比べ500万円余の増となります。各事業それぞれ増減がございますが、増の主な理由としましては、表の7番目、地域内経済循環促進事業を新たに計上したことなどによるものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。債務負担行為となります。離島地域生活機能確保対策事業のうち、1の隠岐島油槽所タンク開放工事支援事業につきましては、隠岐4町村の石油製品の供給体制を支える油槽所の大規模改修に係る経費の支援を行うため、また2の知夫村救急患者輸送船整備支援事業につきましては、知夫村の救急患者輸送船の更新に係る経費の支援を行うため、続きまして、3の中山間地域の持続可能なコミュニティづくり推進事業費につきましては、市町村が支援する住民主体の実践活動を支援するため、それぞれ必要な財源として過疎債、辺地債を充当したものの償還に対しまして、市町村の負担軽減措置を講じるよう債務負担行為の設定をお願いするものとなります。

次に、主な事業について御説明いたします。13ページをお願いします。小さな拠点づくりの推進となりますが、引き続き公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりを進めつつ、生活機能の確保に直結する取組については行政がより関与しながら、旧市町村を基本単位として生活機能の維持・確保を図るための対策を実施いたします。

2の事業内容のうち(1)の持続可能なコミュニティづくりの推進につきましては、①の住民主体の議論を喚起するため、令和7年度はしまねの郷づくり応援サイトをリニューアルいたします。また、②については、中山間地域で人口減少、高齢化により担い手不足が進む中であっても、地域を支える人材を確保・育成するため、住民の皆さんなどを対象とした研修会の開催や集落支援員に対して助言などを行うアドバイザーの派遣を新たに実施したいと考えております。③はこれまでの地域実践活動の先進事例を横展開していくために必要となる地域の実践活動の着手、あるいは充実などへの支援。また、地域外からの定住者を確保するため、空き家をお試し暮らし住宅などに改修する取組について支援するものとなります。いずれも地域の取組を支援する市町村に対し、県が支援を行うものであります。④その他のモデル地区の事業につきましては今年度で終了いたしますが、過疎債充当分は翌年の、来年度、令和7年度に補助金を支出するものでございます。

続いて、14ページをお願いします。(2)の生活機能・サービスの維持・確保につきましては、ガソリンスタンドの改修経費等への支援について、要望なども踏まえまして支援対象の施設数を旧市町村ごとに1か所から2か所に拡充し、計上しております。(3)の地域内経済循環の調査につきましては、調査終了のため皆減となっております。

次に、15ページをお願いします。スモール・ビジネスの推進となります。中山間地域の地域資源を活用してスモール・ビジネスを推進し、起業や創業、雇用創出を促進するものでございます。事業者の様々なニーズに対応するため、事業分野や取組の段階に応じた支援を実施してまいります。

事業内容としましては、事業者を育成支援するプログラムやスモール・ビジネスの取組に係る経費への助成を行うほか、道の駅などの販売力強化に向けた研修や地域の事業者などとの連携強化を支援してまいります。

続きまして、16ページをお願いします。新規事業の特定地域づくり事業協同組合支援事業となります。現在、県内には全国で最も多い14の組合が設立されておりますが、各組合が抱える業務課題に対する支援体制を構築したいと考えております。

事業内容につきましては、各組合の業務課題について指導・助言する相談窓口を設置するとともに、各組合の業務課題を共有し、課題解決を図るための意見交換を開催してまいります。

続きまして、17ページをお願いします。同じく新規事業の地域内経済循環促進事業となります。地産地消などの推進により地域内経済の循環を促進させることは、地域経済の活性化だけでなく地域の商店などの生活機能の維持につながるということもありますので、地元商品の購入や県内での消費行動の拡大につながる県民、生産者・事業者、行政で連携した取組を実施するものでございます。

事業内容としましては、意識醸成を図るためのキャッチフレーズ、ロゴの作成、地産地消などの推進に向けた協力店の募集や地域での消費拡大に向けたキャンペーンを実施して

まいります。農林水産部の地産地消の取組など既存の取組も含めまして、他部局としっかり連携して効率的、効果的に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、18ページをお願いします。中山間地域の生活機能の維持確保支援施策をまとめたものとなります。

2ポツの生活機能の維持確保支援の(1)地域振興部の取組のうち当課分としましては、1のガソリンスタンド存続のための改修費支援となります。このうち支援対象の施設数につきましては、先ほど説明しましたとおり、旧市町村ごとに1か所から2か所に拡充し、補助率について、1か所目は市町村負担額の2分の1、2か所目は3分の1としております。

続いて、19ページをお願いします。生活機能の維持確保支援のうち他部局分となりますが、中山間地域の医療や介護、買物機能を維持確保するための事業をまとめて記載しております。

続いて、20ページをお願いします。特定有人国境離島地域の地域社会維持推進施策となります。1ポツの交付金事業となりますが、国の交付金を受け、令和7年度に実施する施策の分野ごとの概要を記載しております。引き続き資料に記載の4つの施策を関係部局、隠岐4町村と連携し、着実に推進してまいります。

続いて、21ページをお願いします。関連事業となりますが、生活機能の確保・地場産業の振興に関する事業のうち、1、2は債務負担行為でも説明いたしましたが、1の隠岐島油槽所は、隠岐の島町の設置施設でガソリンなどを一時的に貯蔵する隠岐地域での唯一の施設となります。隠岐4町村の石油製品の安定供給体制を維持するため、油槽所の大規模改修工事に係る経費の一部を支援するものとなります。事業期間は令和5年度からの3年間で、令和7年度は令和6年度の改修工事に要する財源として借り入れる過疎債の元利償還額の2分の1の額を県が補助するものであります。

次に、2については、知夫村が平成7年度に整備しました救急患者輸送船が老朽化により、令和6年度からの2年間で輸送船の更新を行っております。令和7年度は令和6年度の改修工事に要する財源として借り入れる辺地債の元利償還額の2分の1の額を県が補助するものであります。

来年度の主な事業についての説明は以上となります。

○坪内委員長

新田市町村課長。

○新田市町村課長

続きまして、22ページをお願いいたします。市町村課の令和7年度の当初予算の説明でございます。総額は12億5,843万円で、前年度に比べまして2億4,800万円余の増でございます。主な増減理由としましては、今年7月の執行が想定されますナンバー11の参議院議員通常選挙に係る経費が5億9,300万円余の皆増、一方で、昨年4月に執行しましたナンバー13の衆議院議員補欠選挙に係る経費が3億4,600万円余の皆減となっているところでございます。

そのほか主な事業といたしましては、ナンバー4の市町村財政運営支援事業費が9,702万6,000円で、これは市町村への権限移譲に伴う財政負担について、しまね市町村総合交付金として交付するものなどでございます。また、ナンバー5の市町村振興対策

事業費が3億5,004万1,000円で、これは宝くじの収益金を市町村振興交付金として島根県市町村振興協会に交付し、市町村が行う人口減少対策や住民福祉に係る事業などに充てるものでございます。

私の説明は以上でございます。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

続きまして、交通対策課です。23ページをお願いします。令和7年度当初予算の総額は28億8,700万円余でございます。前年度に比べ20億4,800万円余の減となっております。これは24ページの12、出雲縁結び空港周辺対策事業について移転補償費の減となっている一方で、20の貨物自動車運送事業者に対する燃料費緊急支援事業費を新たに計上したことによるものでございます。

また、表の下に債務負担行為を計上しておりますが、1と2の事項につきましては、後ほど個別資料で御説明いたします。3の萩・石見空港路線維持事業費につきましては、例年同様に設定させていただいておりますが、令和8年度当初に切れ目なく利用促進策を実施するため、令和7年度から事業の準備を進められるよう計上するものでございます。

次に、来年度当初予算の主な事業について御説明します。25ページをお願いします。生活交通ネットワーク総合支援事業です。この事業は、地域の生活交通を維持するため、幹線から集落間交通に至るまで総合的な支援を行うものであります。

事業内容の(1)と(2)が市町村をまたぐ路線を対象とするもので、(1)が国の補助対象であり、県が協調して支援するもの、(2)が国の補助対象とならないもので、県と市町村で支援するものです。(3)は、市町村による自家用有償運送などに対して、市町村の財政力に応じ、運行経費の一部を支援するものです。(4)は、中山間地域において、例えば利用の少ない路線バスをデマンド交通に切り替えるといった地域の実情に見合った運行形態への見直しを行う場合に、実証運行といった立ち上がり支援を市町村に対して支援するものです。この補助金につきましては、国が同じ事業内容の事業を新たに実施することを踏まえまして、助成率と対象事業費上限額の見直しを行っており、また、国の事業を優先して取りに行っていたことを前提としていることから、前年比で2,200万円余の減となっております。

3の予算額につきましては、4億6,700万円余を計上しております。

続いて、26ページをお願いします。地域生活交通の担い手確保促進事業です。この事業は、昨年9月議会の当委員会で報告させていただいた中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチームの最終とりまとめに基づき、来年度より新たに市町村や交通事業者と連携・協力しまして、運転手確保の取組を実施するものであります。この事業の対象となる事業者は、路線バスの運行事業者と市町村からコミュニティーバス等の運行を受託するタクシー事業者等としております。

2ポツの事業内容ですが、(1)の労働環境の改善支援につきましては、まず、運転手が利用する休憩室や更衣室等の施設・設備の整備費を助成率2分の1、上限額100万円まで支援してまいります。また、生活基盤を安定させ、交通事業者の入職を促すため、新規採用の運転手を対象に家賃相当額の一部を支援することとしており、対象者の方には1～

2年目は月3万円、3～4年目は月2万円、5～6年目は月1万円を支給します。なお、この事業については、採用されてから6年間にわたり支給することから、令和13年度までを期間とする債務負担行為を設定させていただいております。

(2)の採用活動支援につきましては、事業者の採用力向上のためのセミナーや採用活動に要する経費の一部を助成してまいります。(3)の採用後の人材育成支援につきましては、①として事業者の国補助事業を活用した二種免許取得に要する経費を助成するとともに、②として新たに運転手を採用し、6か月以上継続して雇用した場合に定額20万円を支給して支援してまいります。なお、令和7年度下半期に雇用した場合は、6か月以上雇用という要件を具備する時期が令和8年度になりますことから、債務負担行為を設定させていただいております。

予算額は5,750万円を計上しております。

27ページをお願いします。貨物自動車運送事業者に対する燃料費緊急支援事業です。この事業は、国の燃料油への支援の縮小により影響を受ける貨物自動車運送事業者に対して応援金を支給するものです。

資料下段に記載しておりますとおり、令和4年度に同様の支援を行っております。県内に事業所のある運送事業者を対象として、1台当たり普通車・小型車に対しては1万4,000円、軽自動車に対しては4,000円を支給いたします。なお、1事業者当たりの上限は50台としております。

予算額は7,700万円余を計上しております。

28ページをお願いします。JR木次線利用促進事業です。この事業は、木次線の利用促進を図るため、沿線の協議会が行う取組に対して県、雲南市、奥出雲町の3者で支援するものでございます。

(1)の利用促進事業については、鉄道運賃に加えて貸切バスといった二次交通の経費も含めて利用者に半額を助成するものです。(2)の観光誘客事業は、観光振興課が予算化している事業ですが、県内外の観光客を対象とした木次線を組み込んだツアーの造成、販売を支援するものであります。

予算額は2,800万円余を計上しております。

続いて、29ページをお願いします。隠岐航路運航維持事業です。この事業は、隠岐島民の生活を支え、地域振興に不可欠な隠岐の海上交通確保を図るため、船舶の導入や運航に要した経費の一部を助成するものです。

2ポツの(1)船舶の導入に対する支援については、隠岐広域連合の超高速船、フェリー「しらしま」後継船を導入する際、隠岐4町村が借り入れる過疎債の元利償還金の一部を助成するものです。なお、フェリー「しらしま」後継船につきましては、今年度造船業者と契約し、建造に向けて取り組んでおり、令和7年度は借入の利子部分に相当する額を計上しております。

(2)の船舶の運航に対する支援につきましては、超高速船について隠岐汽船に支払う指定管理料と島前内航船の運航欠損額の一部を支援するものでございます。

予算額としては5,900万円余を計上しております。

続いて、30ページをお願いします。出雲縁結び空港路線維持事業です。この事業は、出雲縁結び空港の路線維持・充実を図るため、地元の協議会が行う利用促進事業に対する

支援などを実施するものでございます。

2 ポツの事業内容にあるとおり、既存路線の利用促進を継続することに加えまして、昨年3月に新規就航した中部国際空港線と復便した静岡線について定着・維持を図るための取組を重点的に実施することとしております。中部国際空港線・静岡線対策としましては、個人向け・ビジネス利用向けのキャッシュバックなどの利用助成のほか、路線のPRを行うためのテレビ番組等の放映、出雲発の需要喚起を図るための県内イベントへの参加や広報を実施してまいります。中部国際空港線については、既存の小牧線と合わせて往復3便となることから、例えばダイヤに応じて小牧線と中部国際空港線を使い分けていただく、あるいは目的地に応じて使っていただくといったように、小牧線とセットで効果的なPRを行ってまいります。

(3) につきましては、昨年9月からFDAの機体を活用して「しまねっこ号」として島根県の観光PRを行っているところです。来年度は通年運航となることから、予算を増額しております。

予算額は対前年度比で1,700万円余の増の2,700万円余を計上しております。

31ページをお願いします。海外航空路開拓事業です。この事業は、海外からの観光誘客を図るため、国際チャーター便の運航等を支援するものです。

2の事業内容、(1) につきましては、航空会社に対しては着陸料を、旅行会社に対しては宿泊料等を助成することとしております。前年度と比較しまして予算額が減となっておりますが、これは昨年度当初予算で計上していた連続チャーター支援の見込額を補正予算対応としたことによるものです。(2) につきましては、アウトバウンド対策や国際線の受入れ体制整備等を行うこととしております。このうち3つ目のポツですが、来年度から新たに計画的にハンドリング等の人材確保に取り組む企業の支援を行うこととしております。

予算額につきましては、前年度比約2,500万円減の3,900万円余を計上しております。

なお、参考として記載しておりますが、先ほど部長挨拶にもありましたように、3月21日から25日にかけてベトナム航空との覚書に基づくチャーター便を運航する予定にしております。販売状況につきましては、2月末時点でインバウンド、すなわちベトナムから出雲に来る便は完売の状況、アウトバウンド、逆にベトナムから出雲に行く便が170席中126席となっております。来年度も複数回チャーター便を運航させる予定としておりまして、チャーター便の実績を積み上げ、連続チャーター便の運航につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

井上萩・石見空港利用促進対策室長。

○井上萩・石見空港利用促進対策室長

続きまして、32ページをお願いします。私からは、萩・石見空港路線維持事業を御説明いたします。

1の事業概要ですが、東京線につきましては、政策コンテストの枠の配分が令和11年3月24日まで継続することが決まっております。今後も政策コンテストにおいて2便運

航を維持するため、関係機関と連携して利用促進に取り組んでいく必要がございます。また、大阪線につきましては、季節運航となっておりますが、運航の維持や期間拡大に向けて高い利用率を目指していく必要がございます。

2の事業内容ですが、まず、(1)萩・石見空港利用促進事業については、地元の協議会が行う利用促進策に対する支援としまして、前年度から140万円を増額し、団体旅行の商品づくりで利用の少ない傾向にある便やコースをより行程に組み込んでいただけるよう、ツアー造成の支援の強化を図るなどし、インとアウトの両面で利用促進を図ってまいります。

(2) 県内航空路線利用促進(観光振興)事業については、観光振興課で予算化しているものでございますが、本年度と同額を計上し、観光誘客や石見地域の観光の魅力づくりを進め、利用促進につなげてまいります。

(3) 政策課題への対応については、①から⑤まで従来からの取組でございますが、企業誘致に向けた首都圏等からの地元工業団地への視察ツアーやグラントワでの企画と連携した誘客、県内の歴史スポットを巡るツアーなど、県内の課題と結びつけて全庁的に利用促進に取り組むこととしておりまして、前年度から1,100万円余増額しております。

3の予算額ですが、令和7年度当初予算額は前年度から1,200万円余を増額した3億3,200万円余を計上しております。

こうした予算をしっかりと活用し、地元と連携して一層の利用促進に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

新田市町村課長。

○新田市町村課長

続きまして、33ページをお願いいたします。第7号議案、令和7年度市町村振興資金特別会計予算につきまして御説明いたします。

令和7年度当初予算の総額は58億8,119万2,000円で、前年度に比べまして7億4,000万円余の減でございます。

34ページをお願いいたします。歳入の内訳ですけれども、項1の諸収入は3億302万2,000円で、7,400万円余の増、3の繰越金は55億7,817万円で、8億1,500万円余の減でございます。一方、歳出の内訳でございますが、項2の市町村振興資金貸付金は8億円で、前年度と同額、4の一般会計繰出金は4億円で、1億円の増、5の予備費は46億6,415万4,000円で、8億5,600万円余の減でございます。歳入の繰越金、歳出の予備費の減は、本年度の貸付金の増額見込みなどによるものでございまして、一般会計繰出金の増は、一般会計の財源不足の状況に応じたものでございます。

私から御説明は以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

すみません。先ほど私のほうから説明させていただいた事項のうち、資料30ページの出雲縁結び空港路線維持事業につきまして、令和7年度予算を「7,200万円」とすべきところを「2,700万円」と誤って説明させていただいておりました。大変失礼しました。

○坪内委員長

説明のありました当初予算について質疑等はございませんか。

原副委員長。

○原副委員長

すみません。出雲縁結び空港路線維持事業についてちょっとお聞きしたいですけれども、フジドリームエアラインが、特にこっちから出ていく名古屋、中京圏の利用が大変厳しいということで、例えば、鳥取の利用者がどういった、多分、島根県だけで考えては厳しいと思ってまして、当然フジドリームエアラインもいわゆる中海・宍道湖圏域65万人ぐらいのマーケットで見られると思うんですけど、当然島根県側のPR、テレビ番組等々はいいと思いますけれども、これ同時に鳥取でも流れるということで鳥取でもPRされておられると思いますが、その辺の鳥取の人がまずどのぐらいおられるかっていうのが分かればちょっとその点と、あと今後、米子空港は割と海外便に力を入れておられて、多分、島根からも利用されてる方がおられる。逆に出雲空港は国内線が非常に充実していて、特に中京圏は米子ありませんので、中京圏に行かれる方は多分、出雲空港を利用されると思うんです。そう考えたときに、その協力関係とか、空港利用促進協議会って米子空港もあると思いますので、そことのどういうふうに協力できるかっていうあたりを考えていかないと、なかなか島根単体だと、これベトナム便も同じことが言えると思いますけど、この圏域でどういうふうにマーケットっていうか、市場をつくっていくかっていう視点が大事なのかなと思うんですけど、その辺のことを、方向性がもしあれば伺いたいと思います。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

先ほど、フジドリームエアラインの路線に関しまして、米子、鳥取側の需要も取り込むといったことに対しての考えはどうか、という御質問だったかと思います。

まず、フジドリームエアラインの路線に対して、鳥取県の方がどれくらい乗ってらっしゃるかといったところは、正確な情報はつかめてないのが実情です。要はその情報というのは結局航空会社が持っておられます。そのうち住所まで特定して把握できるとなったら、例えばフジドリームエアライン路線の場合ですと、フジドリームエアラインのメンバーズクラブに加入されている方がどこが居住地かといったことは把握できるんですけど、全体となりますとちょっとそこは分からないという状況でございまして、我々としてもそういった情報は必要だと感じておるんですけども、なかなかそこはつかめないといったのが実態でございます。

米子、あるいは鳥取県に対しての露出といったところにつきましては、先ほど申しましたように、テレビCMとかテレビ番組とかの放映は、当然鳥取県側にも流れてまいりますし、またおっしゃるように、米子側の需要を取り込むといったことは必要だと思っておりますので、来年度も、米子市方面でのフジドリームエアラインのPRといった露出も含め

た取組を行っていくこととしておまして、これはしっかりやっついていかないといけないと思っております。

米子の利用促進協議会との協力といったところにつきましては、今のところはまだそういった動きは取っておりませんが、まずは出雲空港の利用促進協議会とフジドリームエアラインとどういったことができるかといったことをしっかり議論しながら、やれることはどんどんやっついていこうというふうに考えております。

○坪内委員長

原副委員長。

○原副委員長

ありがとうございます。もうこれで終わりますけれども、場合によっては促進協議会の協力っていう中でいうと、島根県の側でも米子の国際便をPRすればいいと僕は思ってますし、それは逆に言うと島根側の利用も鳥取にお願いするということを多分、一気ににはできないと思うんですけど、ちょっとそういう、時間が割とかかると思いますので、ちょっとそういうところをまず何ていうか、動きはじめていただいたほうが、また撤退されると一番最悪な状況になりますので、そういう動きがフジドリームエアラインに対しても非常に熱心だっということが伝わるだけでも、もうちょっと持ちこたえようとか、そういうことにもつながっていくかと思しますので、ちょっとその辺をお願いしたいなというふうに、要望です。

○坪内委員長

そのほかはございますでしょうか。

中村芳信委員。

○中村芳信委員

寂しい話なんですけど、原委員とは違って。石見空港のことをちょっと聞きたいんですけど。圏域の人口が十五、六万人であって、今度、江津が何か幹事市町に加入して1万人か2万人ぐらい増えるかもしれないけど、もともとそういうところなわけで、それをやっぱりしっかり認めないといけないっていうか、自覚しないといけないっていうのは思ってるんですけど。それで搭乗率のこといろいろ問題になってきているし、それから向こう4年間、東京便が2便ということで運航維持になったんだけど、一つ前々からちょっと思ってたのが、通年、今、A320だとかが来て、160人、180人乗りが動いてるわけだけど、機材配置してもらって。だけど、繁忙期ですわな、繁忙期っていうか、8月や9月、7月、8月、9月は多いだろうと。それから冬は1月、12月か1月かな。その期間については結構やっぱり搭乗率も稼いでるし、それはよいが、問題はそれ以外のときに、果たしてそういうA320だとか180人乗りとか200人、時には190人乗りぐらいのときもあったりするんだけど、機材を回してもらって、石見空港だけ機材を大きくしているわけじゃないんで、全国走り回ってるから、機材の配置には大変苦労されてるっていうのは聞いているんですけども、その中でやっついてると思うんだけど、だけど閑散期に一番はジェット機なんだけど、小型のジェット機で70人、80人乗りのジェット機を全日空は持っていますかいな。持っていればそれを現実問題として石見空港へ配置してもらって、なかなかそれ恐らく難しいと思うんですけどね。やっぱり機材の配置っていうことで、そういうA320だとかそういうレベルの話、小型ジェット機みたいな話ですから、そうい

うものと同時に石見空港に対応してくるっていうことになるんだけど、それをやって、考えてみる必要があるんじゃないかなっていう、思ってるんですね。もともとそういうところなんで、それで現実十五、六万人の圏域の人口の中で頑張ってるわけだけども、もちろん益田の利用促進協議会の方々がどういう意向かは分からないんですけども、それは、やっぱり当然通年で頑張ってる搭乗率上げたいっていう思いが、それは当然あるでしょうけれども、そういうことばかりじゃなくて、やっぱりできる、できないの問題あるわけですから、いずれ限界があるわけですから、そんなに圏域の人口に対して。そりゃ東京のほうから来るのはまた別で、こっちから行くのに。そういうことを考えて工夫した機材の配置をちょっと柔軟に考えてみたらどうかな、というふうなそういう思いをしてるんですけども、どうですかね。

○坪内委員長

井上萩・石見空港利用促進対策室長。

○井上萩・石見空港利用促進対策室長

萩・石見空港の東京線の機材についてお答えします。

まず、機材自体を小型化するという議論は、今現在、地元ではなされていない状況でございます。政策コンテストで枠を配分いただいておりますので、この政策コンテストの中では、搭乗率ではなく、年間の利用者数、こちらを目標として掲げておまして、またこれが評価のポイントとなっておりますので、恐らくは4年後の政策コンテストにおいても同様の視点で評価されるものと思っております。搭乗率を考えますと機材を小型化するほうが、委員がおっしゃる、人口が減少する中では、機材が小さいほうが地元の実情に合っているのではないかという御意見ではと思うのですが、まさにその政策コンテストを勝ち抜くという視点で考えてみますと、やはり大きな機材を回していただくことによりまして、利用者数全体が伸びていく余地っていうものが広がりますので、あとはその上でこちらの利用促進の取組をしっかりと行いまして、まずはこれまで一度も達成できていなかった15万2,000人という、この目標を目指していかなければならない状況ではないかと考えているところでございます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

その15万2,000人なんですけど、達成できないんです。今年幾らになるんですか。12万人届くんかな。11万人ぐらい。それは4年間、これ問われるわけですね、ずっと。その辺は国のほうのそういう方向性で来ているけれども、現実問題として4年後に、そういうことも少し県は考えたほうがいいんじゃないかなっていうふうに思う。現実として。

○坪内委員長

小畑地域振興部次長。

○小畑地域振興部次長（萩・石見空港）

最初に、委員のほうから現状の搭乗の利用者数といいますか、そういう御質問であったかと思っておりますので、現状は、今年度は15万2,000人の目標に対しては、1月末時点から見ますと、想定で今年度は13万5,600、14万人いくかいかないかというような

ところが一つ見込みとしてはあるような状況でございます。ですから、目標に達成するかどうかということの視点からいけば、本当に難しい状況にもう既にあるというところでございます。

先ほど委員のほうからお話がありました4年というスパンというのは、確かに一つは運航という意味ではそういうベースがあることは非常にありがたく、いろんな施策もある程度、中長期的に考えられる4年というふうにも取れますが、やはり委員も懸念していらっしゃる、実際に地元の人口などを考えたときの目標達成というところの難しさというところは、当然我々も考えておるところでございますので、対策のほうでアウト、いわゆる地元から出ていただく、乗っていただくということの限界をちゃんと認識しながら、じゃあ、どうやってカバーしていくかといえば、イン対策として、発想とやり方で利用者のさらなる獲得を外から持ってくるということにとにかく力を注ぐということをさらに意識して、それを実現していかなきゃいけないという状況だというふうに思って、スタートしなきゃいけないと思っております。

機材の件は、今の萩・石見空港に向けた機材繰りのことは、どういう考えで、というところは、全日空とも改めて確認をしながら、というのもコンテストは共同提案者でございますので、そこに考えのベースがあれば、その専門家である全日空とどういう機材回しができるできない、あるいはどういう機材回しの考え方があるかというのは、改めて確認をしながら向かっていきたいというふうに思っております。

今、我々としては、とにかくコンテストによる1枠で2便という複便化がなっているという状況でございますので、やはりそこに向かう姿勢であるとか、それに向かっていくいわゆる実績というものをリアルに見せていく、そこにしっかり向かっていかなきゃいけない、そこはコンテストに参画してる以上は、それを見せていくということに力を入れていきますので、引き続き、委員も地元の協議会の顧問もしていただいておりますし、全体でどういうことができるかも改めて考えていきたいというふうにも思っておりますし、引き続きの御理解、御支援をお願いできればというふうに思っております。以上でございます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

せいぜいイン対策しっかりやってください。というか、やりましょう。

それから、もう一つ。

○坪内委員長

中村芳信委員、どうぞ。

○中村芳信委員

これ、特別委員会であつと聞きゃよかったんですけど、地域内経済循環の町村調査をやってるんですね、隠岐の島町なんですけど、いつ頃できるのかな。

○坪内委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

隠岐の島町の調査につきましては、昨年の12月から調査に入っております。事業体のほうであつたりとか、あと流通事業体、それから生産者ということで段階を追っております。

して、今ちょうど流通事業体と生産者のところを3月末まで調査する予定にしております。ですので、まとまるのはちょっと来年度に入ってから。これは中山間地域研究センターのほう为主体でやっておりますので、まとめは来年度に入ってからということになるかと思えます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

分かりました。本当なら年度内にできるかなと思ってたんで期待を시켰たんですけど、分かりました。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

絲原委員。

○絲原委員

小さな拠点の人材確保っていうのが新規で出てるわけですけど、これ非常にいい事業ではなかろうかなと。特に、一番やっぱり問題点は、人材がいないっていうことなんですよね。それで、今固定化をしているというふうなことであるわけですので、これは本当、次世代を担うやっぱり指導者、リーダーをつくっていただきたいというふうに思うようなわけでございます。

それから、特定地域づくり協同組合、いろいろな業務課題は、14組合があると今伺ったわけですが、今の業務課題っていうのは、いろいろな問題点あるかと思えます。一番大きなことはどういうふうな問題点があるかというようなこと。

それと、もう1点ですけども、JR木次線、いろいろJRのほうから各沿線自治体、関係市町村からいろいろ在り方を検討したいというようなことが申入れあったので、その後はどういうふうなことに、今現時点で進めるかというふうなことをお聞かせいただきたいと思えます。

○坪内委員長

3点ありましたけども、順番に。

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

私のほうから2点お答えさせていただきたいと思えます。

小さな拠点づくりのまず人材確保のところでございます。この人口減少、高齢化が進む中で、限られた人材でどう地域を守っていくかということで、委員がおっしゃられたように、特定の方にやっぱり負担がかかっているという現状もございまして、特別委員会のほうでも御説明させていただいたんですが、来年度、中山間地域研究センターのほうで1人の方に役が重なっているようなところを役減らしするような研究を進めていきたいというのが1点と、集落の人口が少ない中でも活躍していただける、活動していただける人材を増やしていこうということで今回研修会などを開催させていただくものであります。一括して県全体でやるというよりは、圏域ごとに地域事情、課題等も異なると思えますので、圏域ごとに課題を見ながら、やり方も工夫しながら、少しでも若い方に参加していただけるように進めていきたいというふうに考えております。

そして、2点目の特定地域づくり事業協同組合の業務課題の関係でございます。業務課題については、いろいろと経営課題ということになるかと思えます。ローテーションをどのように組んでいくのかとか、あるいは福利厚生など、メンタルヘルス、そういったところも、多くの組合に勤められる方が増えてくると、そういった課題も徐々に生じはじめておりますので、そういったところに対して丁寧に対応ができるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

J R木次線の状況につきまして回答させていただきます。

J R木次線につきましては、昨年5月にJ R山陰支社長から、木次線の在り方も含め議論ができる場が必要という発言がございまして、6月に部長以下で改めて説明を受けたところです。その後、沿線の広島県、それから奥出雲町、庄原市とも個別に、今後どのように対応していくかといったことを相談ということで、個別に話をしておるところですけども、まだ結論めいたところまではいっておりません。ただ、一方で、J Rのほうからも、そういった発言をされてから半年たったということで、ちょっと状況も時点で変わってきているので、改めて説明をさせてほしいということをお願いしております、それに対応して、どのように対応していくかも含めて、沿線市町と引き続き相談しながら対応していきたいというところございまして、新しい動きは今ちょっとない状況でございます。

○坪内委員長

絲原委員。

○絲原委員

地域づくり協同組合、小さな拠点づくりはまた引き続きよろしくお願ひしたいんですけど、J R問題ですけど、現実的な問題もあろうかと思えますけど、その辺でいろいろなかなか進んでないということも分からないでもないわけですが、利用促進についていろいろ補助金もつけていただいているわけですけども、ただやっぱり今思うに、地域沿線住民の機運の醸成っていうのが今一番重要ではなかろうかな、というふうには思ってるわけですので、これは要望ですけど、市町村とまた連携していただきまして、機運の醸成、木次線自体について図っていただきたいというふうに思います。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

尾村委員。

○尾村委員

まず、地域振興部の予算の全体についてなんですけども、今、各課説明があったわけですが、例えばしまね暮らし推進課でいえば、江角課長から報告があったように、国庫の交付金、国の交付金、これを果敢に取りにいったと。結果的には、県の人口増につなげたいということでの課として、部としての努力だったんだろうなということは申しておきたいなというふうに思います。

それから、交通問題でいうと、出雲空港、隠岐の空港、石見空港と3空港あって、それぞれ様々な課題があることはよく分かっております。その中で、公共交通という観点で考

えると、今県内非常に過疎化が進行して、地域コミュニティが危機にあつて、住民の移動が非常に厳しい状況になっていると。そういう中で、県として市町村や事業者と協働してプロジェクトチームをつくって、一定の地域公共交通を守る方向を指し示したということだと思います。ただ、予算に限りがあることは重々承知した上なんですけど、地域生活交通の担い手確保促進事業、私としてはもう少し当初予算がつくかなというふうに率直には思っておりました。これ、県が全てやるべきことではなくて、当然国の事業の問題、国の予算もあるでしょう。後に聞きますけど、市町村がどういう予算計上しているのかということもあるでしょう。全体見て判断すべきことだと思いますけれども、予算全体見て、まずそういうふうに思ったということをお願いしたいと思います。

その上で何点か質問させていただきたいと思います。

まず、デジタル戦略推進事業について伺います。デジタル庁と総務省は、2025年度までに標準化の移行を進めるということを言っているところです。自治体情報システムの標準化ですね。しかしながら、国の報道によれば、全自治体の2割に当たる402団体が、2025年度までの標準化移行が間に合わないという状況になると、このように発表したと言われております。県内の自治体のシステム移行の状況をまずお知らせいただきたいと思います。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

お答えいたします。御指摘のありましたシステムの標準化の取組につきましては、今全国一律に行われておまして、市町村を中心とした窓口業務、マイナンバーを活用したような、例えば児童手当とか戸籍とか国民年金などの20業務の標準システムへの移行ということが今、作業として全国一律に進められております。全国の402団体は、2025年度末までの移行が間に合わないという御指摘がございましたけれども、そのとおりでございます。一律に行ってる関係上、いわゆるベンダーと呼ばれる事業者の人員等のリソース不足などによりまして、移行が完了できないというシステムが全国的に出てきている状況でございます。これは都市部とか地方とか関係ございませんで、東京都の市区町村等でも出ているというふうに聞いてございます。島根県の状況でございますけれども、現時点で3団体の44のシステムが、移行が間に合わないものとして国に届けて、公表をされている状況でございます。その比率につきましては、全国と比べて突出して多いとかそういうことではございませんで、平均的な比率というふうに認識しております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

今御答弁あったように、一つはベンダーの問題だと、システム業者の問題だと。言わばベンダーといえば三大ベンダー、富士通、NEC、日立ですね、これらが三大ベンダーと呼ばれてますけども、富士通からすれば、情報システム標準化事業を確実に遂行するために必要となるリソースの充足が困難になったと、こう言ってるわけですよ。だから、なかなかベンダー側の問題もあるということはあるかというふうに思っております。

それで、もともと国は、標準化システムを入れることによって、いわゆる運用経費が削

減されると。これは2018年度との関係だと思えますけども、運用経費の3割削減ができるということを言っておったと思えます。しかしながら、削減どころか経費が増大しているというのが現実ですよ。ですから、中核市の市長会なども、運用経費が2倍以上になっているという調査結果を発表しています。

この点、運用経費の増大なんですけども、県内の自治体での影響、状況、これ今どういうふうになっているのかお知らせいただきたいと思えます。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

お答えいたします。標準化後の運営経費につきましては、委員がおっしゃいますように、国は2018年比で少なくとも3割減を目指すという触れ込みではじまったものでございますけれども、逆に運営経費が高くなる見積りが出ているというような状況が発生しているところと認識しております。そういった懸念は以前からございましたので、全国知事会を通じて、必要な財政措置をするように求めてきておるところでございますけれども、先ほど委員から御紹介のありました具体的な中身としましては、県ではございませんけれども、中核市の市長会が1月29日に国に緊急要望という形で行っておりまして、先ほどおっしゃいましたように、中核市の平均で、移行前と移行後では、運営経費の見積ベースで平均倍率が2.3倍になっていると、最大のところで5.7倍になっているというような、要望書の中身に記載がございます。

県内の状況でございますけれども、運営経費もいろんな要素がございまして、いわゆる比較前と比較後の発射台といいますか、どの部分をもって運営経費と言えるかというところの詳細な比較ができませんので単純比較というわけにはいかないかもしれませんけれども、県内自治体の中にも、見積りを取ったら現行の数倍になったというような声も聞いております。ただ、今これは作業中のところでございますので、明確な数字が出た自治体のほうが少ないです。今2025年度末に向けて順調に進められている自治体の中で、そういった数字がこの数か月のところで分かってきたというような状況かと認識しております。実際、今、スケジュール的には順調に進めておられる自治体の一つで、邑智郡3町の基幹システムを共同運用されております邑智郡総合事務組合さんなどでもそういった問題が、数字上のそういった課題が分かったということで、1月の段階で単独で国のほうにも要望活動されたということをご認識しております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

丁寧な説明ありがとうございます。自治体情報システムの標準化によって、自治体の財政が困難になっているという面は現実あるということだと思えます。

それと、私はこの標準化システムで非常に危惧しているのは、システムのカスタマイズをできない、国のシステムではできない。そうすると、どういうことになるかという、各自治体がそれぞれ単独事業でやっている様々な事業、それが例えば国の法令以上の規制であったりとかいうものなどもありますよね。だから、横出し、上乘せですね、そういうものに対する対応が厳しくなる。すなわち、自治体の裁量、自治体の独自性が損なわれる

おそれがあるのではないか、このことが困難の一つではないか、このように考えますけど、県の認識伺いたいと思います。

○坪内委員長

寺本デジタル戦略室長。

○寺本デジタル戦略室長

お答えいたします。今の御指摘は、システムを標準的なものに移行して、全国で共通的な仕様のもので使っていくと、それぞれの自治体の職員が仕事をしやすいようにカスタマイズしていることがなくなるので、そういった効率化に逆行といいますか、反するのではないかというような御指摘だったかと思えます。

今回のこの取組の経緯から申し上げますと、現状、多くのシステム、自治体のシステムが、先ほど大手ベンダーというような御紹介もございましたけども、地場も含めて、様々な異なるベンダーによって独自の設定変更であるカスタマイズが自治体ごとにそれぞれ進んだ状態で、いわゆる商品でいうと一品物のシステムをお作りになっていて、そのベンダーでなければ、中身も対応も、改修なんかももうできないといったような、一方でそういった課題もあって、人的あるいは金銭的なコストが硬直化、高止まりしてしまっているというようなところが課題としてございまして、今後の行政のデジタル化、あるいはオンラインで住民さんが申請をしたりという利便性を高めていくには、自治体ごとに、これから人口減少等も含めて自治体の規模自体が縮小せざるを得ない中で、そういった高コストなシステムを一団体ずつで持って運営していくというのは現実的に難しいということで、一律の共通的な仕様のシステムを国のほうで運営するから、それを使ってくださいというような方向にシフトをしていくという趣旨でこういった取組が進んでいるというところがございます。

ただし、おっしゃいますように、カスタマイズできないということになりますと、業務上やりやすいようにカスタマイズしたわけでもございまして、いわゆるかゆいところに手が届くというようなことでいろいろ改修を重ねてきたというところがございまして、こういったところにつきましては、当然職員本人が、今、プログラム知識がなくてもちょっと簡単なシステムがつかれるような取組等も自治体内でもはじまっているところでございまして、そういったことも含めて、職員がスキルを高めたりですとか、そもそも業務フロー自体を働き方改革とか仕事の進め方をどう変えていくのかというような議論ですとか検討は必要になってくるというふうに認識しておりますので、経費の問題も含め、しっかり財源的な補償といいますか、そういったことも踏まえて、しっかり情報収集もしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

各自自治体の要望または状況などを県としてもしっかり把握していただいて、適切なる援助をしていただきたいと思います。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

次、地域生活交通の問題について伺いたいと思います。

国土交通省は、大臣を本部長とする交通空白解消本部を立ち上げたと思います。その状況を見てみると、交通空白を解消するために国が進もうとしているのは、日本版のライドシェアの普及を進めていこうと、こういう方向性は明確に打ち出してるんですよ。しかしながら、我々、この委員会でも議論してるようなバスとかタクシーとかドライバーの処遇をどう改善するのかということについては、国は踏み込んだ議論を全くしてない、これが実態だというふうに思います。

そういう中で、島根県がプロジェクトチームをつくって、先ほど言いましたが、事業者や要望も聞き、市町村の状況も聞いて、新しい方向を進んでいこうということに今なっている。私としては、失礼だったかもしれませんが、予算が少し少ないのではないかとというような言い方をしたところですけども、この地域公共交通を充実させるためには、今国のことは言いました。県と市町村との連携というのが非常に求められます。県の事業については、先ほど御説明があったとおりです。これは分かりました。市町村との連携がやっぱり求められてきます。市町村によっても様々状況違います。そこは百も承知なんですけども、県と市町村との連携、もっと具体的に言えば、市町村が今、来年度の予算案審議中だと思いますけども、市町村での市町村が計上している地域公共交通確保対策、分かる範囲で教えていただければと思います。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

地域公共交通の担い手確保として県の事業説明させていただきましたが、同時に市町村のほうでもいろいろと検討をさせていただいておるところでございます。我々、市町村と一緒になってプロジェクトチームをまとめたということでございますので、そこで議論した課題ですとか対応の方向性といったことは、市町村と同じ方向を向いて取り組むこととしております。

市町村で独自で予算立てして担い手確保に取り組んでいらっしゃる市町村としては、今のところ5市町聞いております。もう一つ、それに加えて1つの町が検討しているというふうに聞いております。主な取組の内容としましては、例えば松江市は、既に6年度からスタートさせておられますけども、タクシー人材の担い手確保の事業として、県の場合ですとバス事業者に対して1人当たり20万円を人材育成に要する経費を支給ということをしてしておりますが、その事業立てを踏まえて、補正予算でタクシー事業者向けの事業を構築されたということで、これは来年度も実施される予定というふうに聞いております。ほかの市町村は、今回我々2種免許の取得に対する県費での支援ということをしてしておりますが、ほかの町村でもそういう2種免許の取得支援、我々の県のほうは、先ほども御説明しましたとおり、基本的にバス路線の運行をしっかり支援、支えていくということで、一般的なタクシー事業者は対象となりません。そういった部分を受けるような形で、市町村のほうでそこを補完する形で事業構築をしていらっしゃる市町村が幾つかあるというふうに聞いております。

こういった取組については、まだ今年度、来年度から、担い手確保ははじまったばかりでございますので、我々としてもプロジェクトチームを立ち上げていろいろ議論している

中では、やはりこういった議論できるような場、あるいは情報共有する場が引き続き大事だということは我々も認識しておりますし、市町村からもそういった声をいただいております。来年度は、そういった場を活用して、市町村がやってらっしゃるような事業、この紹介ですとか、全国の事例といったことも紹介しながら、引き続き担い手確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

引き続き市町村との連携、または情報共有をしっかりとやっていくという今、御答弁だったと思います。私はその方向だというふうに思います。住民の移動する権利、交通権、これはしっかり保障しないといけないと思いますし、地域守っていかなくちゃいけませんので、引き続いての取組をお願いしておきたいと思います。終わります。

○坪内委員長

そのほか。

白石委員。

○白石委員

ふるさと島根定住推進事業の中の定住情報の発信のところで、若者や女性に向けた県内外の情報発信の強化っていうのが拡充されていますけど、ちょっと今まで県内外のどういう情報を提供されて、その多分結果を踏まえて拡充されるんでしょうけど、どういうふうに拡充されるか、ちょっともう少し詳しく説明をお願いします。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

若者や女性に向けた情報発信というのは、これまでも様々な手法を取り入れながら、例えば現在ですと、定住財団のメイン情報サイトに、島根にU I ターンされた女性のブログを定期的に更新して、まさに来られた女性たちがどのような生活を送っておられるかとか、そういったような情報をかなり作り込んで、そこに読んでいただくような読み物形式で結構やっておりました。それはホームページに限らず、冊子だとか、いろんなU I ターンのされた方の物語など、これは引き続き、じっくり読んでいただいて、より移住への確度を高めていただけるような、これは効果があったというふうに、アンケートとかも取りながら分析しております、これは引き続きやっていきます。

プラス、来年度からの拡充としましては、特にこれは県外のほうなんですけれども、現在、じっくりとした情報の提供はもちろんですけれども、いわゆるSNSの中でショート動画、10秒単位でくるくるくるくる新しく出てくるようなやつがあって、それも結構作り込まれたものについては、かなりそこからいろんなところに、また次の動画、次の動画というふうになっていきますので、女性が好むような、あるいは若者が好むような情報をセレクトしまして、それをショート動画に取りまとめまして、それをSNS、ティックトックやインスタグラム、フェイスブック等々で来年度以降は流しながら、しっかり新たな仕掛けを拡充してやっていくようなことも考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

それってどのぐらい見られてるものですか。今ブログだけ。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

定住財団のページビュー数というのは、例えば、定住財団のページビュー数、くらしまねっとの中のページビュー数というのは176万ビュー数ぐらい見られておまして、これは毎年毎年、定住財団へのアクセスというのは増加しております。ショート動画も今、SNSとかInstagramとかでは一応流しているんですけど、今そのビュー数については手持ち資料がないんですけども、そういったものをSNS上で流しながら、定住財団の本体のほうに接続しまして、そちらのほうで詳しい情報を見せていくということでございます。いわゆるきっかけとなるようなSNS上の情報というものを、今まではどちらかというと文字情報とかで流していたものを、そういったところにショート動画というような要素をもう少し加えまして、いわゆるアイキャッチされるようなものをこれから拡充して、本体のほうのくらしまねっとのほうでじっくり見せると。今、くらしまねっとのページビュー数というのが176万ビュー数、年間ありますので、そちらのほうの数字を200万、250万と伸ばしていきたいというふうに考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

もうそろそろついていけなくなってきたんですけど、そういうものに。ショート動画っていうとティックトックが一番たしかあるんですけど、そこに載せていく人、誰を載せるかっていうのとか、何を載せるのかっていうのがあるんですけど、それってやっぱり県のほうでセレクトするみたいな感じなんですか。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

この辺は、やはり県内におられる人の、例えば移住してこられた方で活躍されている方を中心に載せていたり、場合によったら島根の伝統文化とか食べ物とか、そういったものを含めながら、若者あるいは女性の方たちがどこからまず情報を取られるかっていうと、やっぱりSNSから取られて、そこでまずアイキャッチをしてもらわないと、次の本編のところにつながっていかないので、そのSNSの種類も、今、白石委員おっしゃいましたが、いろんなものが実はあって、ティックトック、Instagram、エックス、あと我々も最近聞かないようなものも結構ありますので、そういった若者や女性が見ているものをしっかり分析して、そこにしっかり情報を出していくと。その情報の出し方も、文字情報だとか長いようなものも引き続き出していくんですけども、そのところを今受けのいいショートで内容を充実させたものを出すと。そこから本体のほうにアクセスする、リンクを貼って、そちらにつなげて、そこでじっくり読んでもらうというような戦略でございます。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

何となく分かりました。また具体的に使い方教えてください。ありがとうございました。

○坪内委員長

そのほか。

出川委員、いいですか。東京にフェア行かれた感想も含めて。

出川委員。

○出川委員

ちょっともしかしたら聞くとところが地域振興部じゃないかもしれないんですけど、若者や女性に力を入れているっていうことは、この前フェアに行って、すごくよく分かったんです。その若者っていうところで、島根県の高校生が卒業して他県に進学してしまう、そこが一つの大きなポイントだと思うんですけど、そこの高校3年生の他県に行ってしまう人へのタッチの仕方っていうところが、ここの中には書かれてないんですけども、恐らく商工労働部のところが押さえているのかなとは思いますが、県内の高校、同じような形で例えば何かに登録してもらおうとか、そういうコンタクト、県外に出てもUターン、Iターンにつなげるためには、そこでどうつなげておくかっていうのが一つ大きなことかなと思うんですけど、そこが県内の高校で、県内の高校とはいうものの、高校によって濃淡があったりするのかな、登録数の違いがあったりするのかなとか、その辺はどれだけキャッチできてるのか、その辺は分かりますでしょうか。そこを逃しちゃうと、このUターン施策、Iターン施策っていっても、ちょっと間が空いてしまうのではないかなというところでちょっと伺えたらと。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

まず、出川委員おっしゃいますように、高校を卒業するまでは島根にいるわけなので、そのところでいかにいわゆるしまね登録をしていただいておりますかということとございまして、これは政策企画局がヘッドを取っておりました人づくりプロジェクトの中で、教育委員会と商工労働部がしっかり連携をして、前は学校によって濃淡が出てきた。それはなぜかという、やっぱりその登録業務を行われる、主管となられる先生の本気度によって、かなり熱の入れようが違っていたので、例えば本気度の高い先生がおられる高校は高く、その人がいなくなれば、その学校が落ちると。やっぱりそういったことが三、四年前から非常に問題がありましたので、今は教育委員会のほうでも、これはやはり島根創生にとって、学校のほうがいよいよ本気になってやってもらわないといけないということで、教育長自らが学校のほうにお願いをされて、商工労働部と一緒にやっておりまして、かなり以前に比べて登録率のほうは安定的にどの学校も向上しているというような状況でございます。

まず、これが県外に出た人たちとつながりを持ち続ける一番大きなラインという形になっております。プラス、これだけではなくて、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、関係人口需要の中のほうで、市町村のほうでも、やはり今、県内の市町村さ

ん、高校のほうにかなり絡みながらやっていってもらっておりますので、県のラインは嫌なんだけれども、市町村のほうをお願いされたら登録してくれる子たちも実はいるんですわ。高校まで、結構、高校の魅力化という形で高校のコーディネーターさんがかなり入っておられるので、市町村独自で県のラインのバックアップをしてくれるような取組を、別なラインをやってもらっているところもありますので、まずはやっぱり県外に出られた学生さんに県のしまね登録を促すプラス、市町村によっては独自回線を持つような市町村さんもおられると。この2つをとにかくまずはファーストステップとしては強化していくというような動きで今やっております。その回線を使いまして、この前の企業エキスポみたいなところの呼びかけをして、あれだけの人数が集まってくれたということでございます。

○坪内委員長

出川委員。

○出川委員

ありがとうございました。本当に会場行ったときに、来場者の話聞くと、高校時代の先生の影響だとか、そういったことの影響受けている方も割と多くいらっしゃるんだなと。そうすると、やはり種は早いところでまいておいたほうがこういったことにつながってくるなと思っておりますので、そこ、また連携を強化していただけたらと思います。以上でございます。

○坪内委員長

そのほかよろしいでしょうか。

どうぞ、山根委員。

○山根委員

地域振興部長、あるいは江角しまね暮らし推進課長に御所見を伺いたいんですけど、聞きたいことがいろいろあるんですけども、これは後で聞けばいいので。

今回の地域振興部の予算は、非常に積極的に、また配慮された予算だなと思って、私は本当に評価しています。よく頑張られたなど。そのためには、恐らく市町村や地域の声を十分に聞かれたんだろうなと思って、本当感心しております。

ですが、今の県の地域振興部の予算が、県はこう考えてるからこういうふうにしてよねという形の予算でもいいんですけど、市町村が、例えば小さな拠点づくりなんかは発意を持ってやればいいんじゃないのって言われるかもしれない。やっぱり市町村がこういうことをやりたい、市町村から発案した分を県が受け止めて、そういった予算の立て方も私はあっていいのかなと思ってます。県と市町村がタッグを組んで、小さな県ですから、本当にちっちゃな県ですから、県、市町村、住民の人がタッグを組んで、島根創生に向かわなくちゃいけないですから、そういった予算組みもあっていいんじゃないかなと。評価した上で、財政状況もありますから、すぐにはできないと思いますけども、頭の片隅に入れといてもらいたいなという気がします。

○坪内委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

御意見ありがとうございます。委員のおっしゃることは、昨年度まで西部県民センターにおりまして、その役割の大きなものに、やっぱり市町村といかに連携をするか、その声

を本庁のほうにいかにかに届けるかということがあったと思っております。まだまだ委員に評価していただけるほどのことはできなかったかもしれませんが、かなり市町村とはいろいろ議論しまして、例えば政策企画局のほうに、そういった石見ですとか隠岐のための振興予算なども、額は限られておりますけど、そういったものがあって、それを一緒にどうするかということも議論いたしました。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

石見の場合は特別枠がありますから、まだいいんですよ、自由裁量できるから。

○坪内委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

例示として石見のところを出しましたけれども、おっしゃいますように、現在地域振興部に私はおりますけれども、以前に地域振興の仕事をしていた、若いときにもやっておりましたし、中堅になって、そして今という中で、本当に言われますように、市町村とじっくりと考えて、市町村の考えに沿ったものを事業化していくという、そういう県の役割もすごく大事だと思っております。現段階で、このような予算をとすることはちょっと申し上げられないところではありますけれども、市町村のほうとしっかり話して、市町村の考えをきちんと聞いて、どのようにしていくのかという視点は、引き続きしっかりと持ってやっていきたいと思っております。

○坪内委員長

よろしいですか。

それでは、採決を行います。

当初予算に係る議案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分及び第7号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分及び第7号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第58号議案のうち関係分及び第62号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

それでは、委員会資料の35ページをお願いいたします。第58号議案、令和6年度一

般会計補正予算の関係分及び62号議案の市町村振興資金特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

はじめに、58号議案についてでございますが、地域振興部全体では10億8,761万1,000円の減額補正で、補正後の予算額は76億750万5,000円となります。内訳につきましては、次のページから課別の一覧表によりまして御説明をいたします。

36ページをお願いいたします。地域政策課につきましては、歳出の表、B欄のとおり、2,255万3,000円の減額となります。主なものといたしまして、市町村のデジタル化支援補助金など、各種支援制度の実績見込み減によるものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。しまね暮らし推進課につきましては、4,240万9,000円の減額となります。2番のふるさと島根定住推進事業費では、産業体験事業などの実績見込み減によるものでございます。

38ページをお願いいたします。中山間地域・離島振興課につきましては、5,420万7,000円の減額となります。2番の中山間地域総合対策推進事業費では、小さな拠点づくりを行う市町村への支援事業などの実績見込みの減によるものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。市町村課につきましては、2億820万5,000円の減額となります。7番と、次のページ、40ページの8番では、衆議院議員選挙に係る経費の実績減によるものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。交通対策課につきましては、7億6,023万7,000円の減額となります。2番の生活交通ネットワーク総合支援事業費では、バス路線確保等支援制度の実績見込みの減によるもの、8番の出雲縁結び空港周辺対策事業費では、空港隣接農地等の移転補償の時期の変更に伴う補償費の実績見込み減によるものでございます。その下の繰越明許費につきましては、出雲縁結び空港周辺対策事業費に関しまして、移転補償費の時期の変更が生じまして、7年度へ事業費のうち1億2,392万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。一番下となります債務負担行為の追加につきましては、萩・石見空港路線維持事業費におきまして、東京路線の運航に当たり、年間の有償旅客数が12万7,000人を下回った場合に、航空会社に対して、地元市町と協調して県が負担する最大の支援額として債務負担行為を追加設定させていただくものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。債務負担行為の変更につきましては、隠岐航路運航維持事業費で、フェリーしらしま後継船導入に係る支援におきまして、6年度当初予算での債務負担行為の設定時より金利が上昇したことに伴いまして、限度額を変更設定させていただくものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。第62号議案について、250万円の増額補正となります。補正後の予算額は69億2,488万2,000円となっております。

めくっていただきまして、44ページをお願いいたします。歳入につきましては、貸付金元利収入250万円の増額、歳出につきましては、市町村振興資金の予備費に同額を増額とするものでございます。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第58号議案のうち関係分、第62号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第58号議案のうち関係分、第62号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次コンパクトに説明をお願いします。

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

それでは、続きまして、資料45ページをお願いいたします。令和7年度4月組織改正の概要について御説明をさせていただきます。

地域振興部交通対策課の内室として設けます航空対策室につきましては、航空路線の維持・拡充に向けまして、さらなる利用促進や利便向上の取組を推進するため、体制の強化を図るものでございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

資料46ページをお願いします。私からは、第2期一畑電車沿線地域公共交通計画等の策定について御説明いたします。

一畑電車支援につきましては、利用促進を中心とした対策と施設整備を中心とした対策に関する計画に基づきまして、必要な支援を行うこととしております。

1ポツの第2期一畑電車沿線地域公共交通計画につきましては、1月の当委員会において報告させていただいておりました、その後パブリックコメントを実施しておりましたが、特段の意見はございませんでした。2月19日に一畑電車活性化協議会で承認をいただきましたので、前回御説明しました(2)の基本方針に基づきまして、利用促進を図っていくこととしております。今後、策定主体である県、松江市、出雲市で必要な事務手続を経まして、国へ届出を行うこととしております。

次に、2の一畑電車支援計画であります。この計画は、一畑電車の施設整備に必要な支援を行うため、一畑電車沿線地域対策協議会が主体となりまして、2月7日に承認、策定されております。インフラ所有権を移転しない上下分離方式による支援を継続しまして、

鉄道施設の老朽化対策ですとか、一畑電車の利便性向上に資する施設整備などを国の有利な財源を活用しまして支援してまいります。事業費としましては、今後10年間で約80億円を見込み、そのうち県は約29億円の負担を見込んでおります。今後、国庫補助制度の活用に向けまして、計画の国への申請、内示、認定を経て、令和8年度以降、国庫補助制度を活用した支援を行ってまいります。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、地域振興部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

それでは、以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を午後1時からとしたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより企業局所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

坪内委員長、原副委員長をはじめまして、委員の皆様には、平素から企業局の施策の推進につきまして御指導をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年1月末に埼玉県八潮市において発生いたしました下水道管の破損が原因とされる道路陥没事故につきましては、大きな社会問題となっているところであります。また、先月末には、他県におきまして上水道管の破損により歩道から水が吹き出した事案の報道もあったところであります。県企業局では、管路巡視を月1回行うなどの点検を行っているところであります。管路の耐震化に努めながら、引き続き生活や産業に不可欠なインフラとしまして、安全なサービス提供に努めてまいりたいと考えております。

本日は、条例案2件、予算案10件、報告事項1件につきまして御説明をさせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された企業局に係る議案は、条例案2件、予算案10件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第39号議案及び第40号議案について、執行部から説明してください。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

門協企業局総務課長。

○門協企業局総務課長

それでは、条例案2件でございますが、私からは資料1ページ、第39号議案、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これは、人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、企業局職員の手当について、知事部局と同様に所要の改正を行うものでございます。具体には、配偶者に係る扶養手当の廃止、管理職特別勤務手当の改正、これは管理職が災害等の対処で深夜に勤務する場合の手当の支給対象時間帯の拡大でございます。こうしたものでございまして、施行期日は令和7年の4月1日とさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○坪内委員長

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

資料の2ページ、第40号議案、島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、企業局が行っております2つの工業用水道事業のうち、飯梨川工業用水道の適正な運営を行うため、県が使用者から徴収する料金を改正する必要があるため、行うものでございます。具体的には、今後見込まれる費用の回収ができる料金設定を行うものでございます。

2番、条例の概要欄でございます。料金は3つの体系で頂いてございまして、まず基本料金、これは受水企業さんとの契約に基づく水量の単価でございます。改正前17円50銭だったものを改正後25円、増減として7円50銭の増というものでございます。

続いて、特定料金、これは契約となる基本の水量を超えまして、一定の期間、超えた水量の申込みを受けて、うちが承認をしたものということで、基本料金と同額を頂くというものでございます。

最後、3番目、超過料金につきましては、契約水量を超えて水を取ってしまわれたというふうな場合、特にうちへの承認手続を経ずに取ってしまわれたという場合に、超過料金として、おのおの基本料金の倍の金額、改正前の35円、改正後は50円、15円のアップという金額を頂くものでございます。

施行期日は令和7年4月1日からの施行ということを考えております。

3ページ、4ページは9月議会の本委員会で御説明した内容の資料とほぼ同様でございますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、4ページの中ほど、改正スケジュールというところがございます。7月、8月のところで、全ての受水企業さんのほうから、今回の料金改定について同意書を頂戴しております。また、令和7年1月の8日、経済産業省からの今回の料金値上げの承認ということの手続も経てございまして、今議会での改正案の提案というところになっております。よろしくお願いたします。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員

質疑がなければ、表決前の討論をさせていただきたいんですが、よろしいですか、委員長。

○坪内委員長

どうぞ。尾村委員。

○尾村委員

条例案の第40号は賛成ですが、第39号は反対したいと思います。

理由を申し述べます。人事院の国の改定に準じて、配偶者に係る扶養手当を廃止すると、そして、子に係る扶養手当を引き上げると、こういう方向だと思っております。昨年10月18日に出された人事委員会の勧告を、私読んで調べてみました。

そうしますと、島根県において、民間事業所における配偶者に手当を支給している事業所、この割合が島根県内では52.6%であります。すなわち半数以上が配偶者手当を支給しております。公務員の賃金というのは、民間に準拠するという一つの原則がございます。県が、このたびの条例改正で、配偶者手当を廃止するということになる、今後どういう方向になるかということ、民間事業所のほうが配偶者の手当を廃止するという、そういう方向に向かうことになるのではないかというふうに私は思います。それで、今回のこの問題ですけれども、配偶者の扶養手当の廃止を、子の手当の拡充と一つのセットで行っております。私は、これは世代間に分断を持ち込むと言わざるを得ません。すなわち、中高年層の、結果的に賃下げにつながる方が間違いなく出てくると思います。子育て支援としての手当の拡充、これは、そのための財源を別に確保すべきではないか、このように考えます。

以上の理由から、この第39号議案、配偶者に係る扶養手当を廃止することには反対であります。以上です。

○坪内委員長

それでは、採決を行いたいと思います。

御異議がありましたので、第39号議案については、挙手により採決をしたいと思いません。

お諮りいたします。第39号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第39号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第40号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第40号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

御異議なしと求めます。よって、第40号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算についての審査を行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第18号議案から第21号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

門脇企業局総務課長。

○門脇企業局総務課長

それでは、企業局の令和7年度当初予算案について御説明いたします。資料は5ページからとなります。

はじめに、予算案の概要について御説明いたします。1、来年度の業務の予定量でございますが、電気事業会計の年間予定電力量は本年と変わりございません。工業用水道会計は、1日の給水量、微増を予定しております。水道事業会計は、受水団体との契約水量が若干減の見込みでございます、1日の平均給水量は2,700立米余の減を見込んでおります。

次に、2、主要な建設改良事業でございます。4つの事業を掲げております。いずれも別紙で御説明いたします。6ページをお願いいたします。

工業用水道施設の長寿命化・耐震化の推進であります。私ども企業局では、飯梨川工業用水道と江の川工業用水道を運営しておりますが、このうち飯梨川工業用水道につきましては、供用開始から既に半世紀を経過しております、施設の老朽化が進んでいる箇所もございます。このため、施設の計画的な改修を進めておりますが、令和7年度におきましては、図面を見ていただきますと青く彩色しておりますが、腐食性の高い土壌区域内にある3か所、合計で394メートルの送水管路の布設替えを予定しており、2億9,800万円余を計上しております。

次のページ、斐伊川水道三代浄水場施設増設事業でございます。斐伊川水道につきましては、契約水量の増加等により、雲南市にございます三代浄水場の施設能力が不足してきております。現在、ろ過池が6池ありますが、これを2池増設して8池にする工事等を行っているところでございます。来年度は、こうした工事の最終年となっております、令和8年度の供用開始を予定しております。これにつきましては、6億4,500万円余を計上しております。

続きまして、8ページ、江津地域拠点工業団地第3期造成でございますが、これにつきましては、11月の本委員会で御説明しております、事業着手後の状況の変化と対応の考え方を資料8ページ、1、2に改めて掲載させていただいております。造成事業費の増加が避けられないという状況でございます、一般会計からの繰り出しにより単価を抑制するというところでございます。今回、これに加えて9ページ、3、江津市との一体的な分譲促進策を載せております。この団地の土地取得企業に対して、江津市の、従来土地代の20%補助を30%に引き上げる条例改正案、これが江津市の3月議会に提案されております、県と市の一体的な対策によりまして、補助後の分譲単価を1万5,000円から1万円に抑え、分譲を促進してまいりたいと考えております。4、区画形状等の見直しは、10ページの図面で御説明いたします。10ページを御覧ください。左側の見直し前を御覧ください。従前は、区画面積を、最大で約6ヘクタールで計画しておりましたが、企業

が求めるのはもっと小さい区画が多いということ、接道に課題があるということ、これは図面の下の断面図を御覧いただきますと、進入路が区画の一番奥にしか取れない状況を示しております、こうしたこと。また、盛土が多くなり地盤改良費が高額となること、のり面が大きくなりまして、草刈りなど企業の管理負担が大きくなる、こういった課題がございました。こうした課題を図面の右側、見直し後にありますとおり、最大区画でも約3.4ヘクタール程度に抑えることで解決して、企業にとっても魅力ある団地とするとともに、造成コストをさらに低減することを考えておるものでございます。1億3,800万円余を計上しております。

続いて、11ページ、安来市切川地区工業用地造成事業でございます。昨年1月の企業側の意向表明を受け、オーダーメイド方式での工業用地造成事業の実現可能性調査を実施してまいりましたが、現時点で、既に全ての地権者の合意を得ておりまして、地質調査の結果を基にした事業費を企業側に提示しております。現在、用地造成に係る基本合意協定書の締結に向けて、その内容を調整中でございます。そして、スケジュール及び事業についてでございます。スケジュールは、企業側からの、部分的であっても早期の引渡し希望がございまして、現時点では御覧のとおり、2段階の引渡しとすることで詳細を調整しております。本事業の総事業費としては約108億円を見込んでおりますが、詳細設計及び建物の配置計画により、これが減額となる可能性があるといった状況でございます。また、県側の事由による中止の場合の対応に備え、事業費の全額について知事部局において、債務負担行為の設定を本議会で上程しております。令和7年度の予算額は20億2,900万円余を計上しております。

次に、議案、会計ごとに、当初予算案の概要を御説明いたします。

まず、12ページからとなります。第18号議案、電気事業会計でございます。収益的収入及び支出、1行目、電気事業収益は対前年度7,100万円余増の48億400万円余、9行目、電気事業費用は8,900万円余減の32億3,700万円余を計上しており、この結果、収益から費用を除きました14行目、当期損益は15億2,400万円余の黒字を見込んでおります。主な増減について御説明いたしますと、3行目、水力発電電力料が7,000万円余の増となっておりますが、これは、今年度前半にオーバーホールで停止しておりました志津見発電所が運転再開したことによるものでございます。10行目、営業費用でございますが、このオーバーホールに係る修繕費、こういったものが減少しているというところでございます。

次に、資本的収入及び支出、15行目、資本的収入は4億600万円余、19行目、資本的支出は26億8,400万円余を計上しております。資本的収入のうち16行目、企業債、3億6,100万円余を計上しておりますが、これは企業借入の一部を借り換えするものであり、したがって、22行目、企業債償還金にはこの借換え分も含まれておりません。また、資本的支出のうち20行目、建設改良費の欄に、三代浄水場太陽光導入可能性調査2,200万円を計上しております。これは斐伊川水道の、三代浄水場内の未利用地を活用した、太陽光発電の可能性を調査するものでございます。その財源の大半を、15行目にあります国の補助金を充てるといことにしております。23行目、繰出金は過年度までの利益剰余金による地域振興積立金を取り崩し、国民スポーツ大会の施設整備等や再生可能エネルギーの利用活用促進のため、7億6,100万円を一般会計に繰り出すも

のでございます。

次に、13ページになります。第19号議案、工業用水道事業会計でございます。収益的収入及び支出、1行目、工業用水道事業収益は対前年度4,800万円余増の2億9,900万円余となっております。これは先ほど御説明しました飯梨川工業用水道の料金改定によるものでございます。6行目、工業用水道事業費用は修繕費の減などを見込んでおりまして、200万円余減の3億400万円余を計上しております。9行目、当期損益はマイナス3,700万円余を見込んでおります。

資本的収入及び支出、10行目、資本的収入は国庫補助金の増を見込んでおりまして、1,700万円余増の3億5,300万円余、14行目、資本的支出は布部系送水管路耐震対策事業費の増などによりまして、2,500万円余増の4億3,700円余を計上しております。

19行目、債務負担行為は、飯梨川工業用水道送水管布設替工事1件をお願いするものでございます。

次に、14ページ、第20号議案、水道事業会計でございます。収益的収入及び支出、1行目、水道事業収益でございますが、契約水量が減ることが見込まれておりまして、3,600万円余減の22億7,700万円余、6行目、同じく費用は人件費、修繕費などの増加があり、2億2,400万円余増の24億9,700万円余を計上しております。この結果、9行目、当期損益はマイナス3億5,300万円余を見込んでおります。

資本的収入及び支出であります。10行目、資本的収入は建設改良費の減に伴う企業債の減などによりまして、5億7,900万円余減の12億8,700万円余、14行目、資本的支出は斐伊川水道三代浄水場施設増設事業費の減などにより、6億2,200万円余減の21億2,400万円余を計上しております。

債務負担行為は、安来市にあります今津浄水場の次亜塩素注入設備整備事業1億円余をお願いするものでございます。

次に、15ページ、第21号議案、宅地造成事業会計でございます。収益的収入及び収支、1行目、土地造成事業収益は江津地域拠点工業団地の棚卸資産減耗費の戻入益の計上によりまして、5億9,500万円余増の15億5,500万円余、6行目、宅地造成事業費用は江津地域拠点工業団地の棚卸資産減耗費の計上などによりまして、5億9,700万円余増の15億4,800万円余を計上しており、9行目、当期損益は700万円余の黒字を見込んでおります。

資本的収入及び支出、10行目、資本的収入は江津の第3期造成に係ります企業債の減がありますが、安来の工業用地造成に係る企業からの前払い金の収入20億2,900万円余を予定しておりまして、7億900万円余増の23億2,100万円余を計上しております。16行目、資本的支出は江津の第3期造成、安来の工業用地造成事業に係る工事費が主なものでありまして、12億7,400万円余増の23億3,400万円余を計上しております。

21行目、債務負担行為は、江津地域拠点工業団地の第3期造成に係る工事費の期間を、令和8年度から10年度まで、限度額27億円余をお願いするものでございます。

最後、16ページ、第3号議案、一般会計予算、企業局関係分でございます。この一般会計は、企業会計からの繰入金、企業会計への貸付金、補助金などがございます。歳入の

2行目、電気事業会計繰入金は電気事業会計で御説明しました地域振興積立金から一般会計への繰入7億6,100万円を計上しております。

歳出の7行目、公営企業貸付金は工業用水道事業及び宅地造成事業への貸付金、8行目、公営企業補助金は職員の児童手当に係る補助金等でありまして、9行目、歳出は合計1億9,600万円余を計上しております。

企業局の当初予算案についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坪内委員長

説明がありました当初予算について質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

まず水道事業会計について伺います。

冒頭、企業局長のほうから、水道の管路の耐震化率のお話があったと思います。水道事業における、水系ごとの管路の耐震化適合率示していただきたいと思います。

○坪内委員長

安部企業局施設課長。

○安部企業局施設課長

お答えいたします。

まず、飯梨川水道でございますけども、耐震適合率は35.2%でございます。それから、斐伊川水道におきましては81.8%、江の川水道におきましては98%、昨年度末の数字は以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

現状は今言われた状況だと思いますが、今後の対策の取組、方向性について、お尋ねします。

○坪内委員長

安部企業局施設課長。

○安部企業局施設課長

まず、飯梨川水道におきましては、給水開始から約50年経過して老朽化も進み、耐震化適合率も低いことから、受水団体と協議をしながらこの耐震化を行うことを目指しております。当初は耐震化されていないところだけを直すというやり方も検討しましたが、受水団体と協議の中で、受水団体の施設の老朽化が進んでいるということもあり、トータル的な一体化な更新も考慮し、全線布設替えも有力な候補として検討をしているところでございます。今後、その検討したルートの実業費につきまして、今後細部を詰めて、受水団体と協議をするという予定になっております。

斐伊川水道におきましては、給水開始から約13年経過して、まだ耐用年数40年経過していません。確かに耐震化されていないところもありますけども、状況を見ながら方向性を決めていきたいと考えており、今のところ更新する予定はございません。

江の川水道におきましては、98%と、ほとんど100%に近いんですが、来年度のと

ころで、残りの2%の耐震化してないところの詳細設計を行い、令和9年度、現地施工を予定しております。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

この水道を巡っては、私は、県内各地でも、自治体によって料金格差が非常にあり、このことは大きな問題だと思っています。企業局としても、受水団体に対する用水供給単価を引き下げる努力というのは、この間やられているし、今後もやられていく、そういう答弁も、本委員会でも本会議でも企業局長からいただいたところです。

受水団体との協議の中で、この供給料金について様々な要望なり意見、当然下げてくれということだとは思いますが、出ていると思うんですね。事実、県内見ても、例えば松江市なんかでも、今後、給水人口減って料金収入が減ってくる、施設が老朽化してくる。当然、経営が非常に厳しくなるということで、料金の引上げなども、今、言われているわけですね。企業局の場合は、受水団体との協議をされ、3年に一度の供給単価締結をされるということは存じております。受水団体から企業局に主に寄せられている要望、いかなるものがあるのか、少し紹介していただければというふうに思います。

○坪内委員長

安部企業局施設課長。

○安部企業局施設課長

まずは料金の引下げでございます。当然、耐震化を行いますと費用が発生することから、その費用をできるだけ抑えるよう要望が出ています。その中で、県も市も老朽化した施設がある中で、その施設を更新するとコストがかかり、一般家庭が負担する費用が増大することなので、トータル的に費用負担の低減するような形で検討してほしいという要望が直近で出ております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

委員長、続いて、宅地造成事業会計の質疑をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

○坪内委員長

どうぞ。尾村委員。

○尾村委員

第21号議案の宅地造成事業会計予算について質疑をさせていただきます。

先ほど説明を受けて、この間もずっと受けておりましたので、分かっておりますが、いわゆる江津地域拠点工業団地、この分譲単価を引き下げていくために、いわゆる一般会計から宅地造成事業会計へ10億円の補助を行うということを想定していると。こうやって分譲単価を引き下げていくんだと、こういうことだと思います。

先ほど水道事業会計で少し議論をしたんですけども、私は、地方公営企業法の第17条の3によって、一般会計から特別会計への補助がすることができるのであれば、この規定に沿って、宅地造成事業会計は補助を行っていかうという方向なわけですが、当然

水道会計だってできる。これはできるということだと思います。それは、17条の3の規定に沿って、その趣旨であればできるということだと思って、私はおります。

今、非常に物価高騰の中で可処分所得が減って、県民の暮らしの困難っていうのは続いています。ここは、政策判断になってくると思うんです。いわゆるお金だって限界があるわけですから、その電気事業の剰余金をどう使うのか、ここは政策判断になろうかと思えます。私は、企業に対する分譲単価の引下げというのを今選択する方向で進んでいるわけですが、民生の支援が、私は、当然優先すべきではないかというふうに思っております。これは私の意見です。

その上で、10億円程度の補助を行って分譲単価を下げるということなんだけど、さきの委員会でもお聞きしたかもしれませんが、3期造成分も含めて今現在の分譲率というのは66%ですよ。これ3期造成分も含めて、これは本当に分譲できるのか、分譲する様々なメニューは今聞いたところですけども、方向性は聞いたところですけども、企業からの引き合いが現実来ているのか。造成したものの、分譲できないということにならないのか。この点での、企業局の現時点での認識、教えていただきたいと思えます。

○坪内委員長

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

3期造成を含めました、江津拠点工業団地の分譲の見込みという御質問だと理解しております。

確かに、3期造成に着手という判断をしたときに比べますと、企業からの具体的な引き合いというのは少なくなってきたというのが現状でございます。現実問題、令和5年、令和6年度、現時点で分譲が1件もなかったという残念な状況もございます。こうした状況も踏まえまして、3期造成に当たっては、事業費が上がったから単価が上がりましたということではいけないと、一般会計も含めた判断というのをさせていただき、単価の抑制策を導入したというのが今回の大きな流れの中にごございます。さらに、その抑制策に、地元の江津市も一緒になって頑張っていこうということで、今回、その土地を取得される企業への助成率をアップして、より魅力的な団地にしていこうというお話も一体となってやっっていこうということで、今、向かっているところでございます。

さらに、本日、資料9ページの4番のところの説明をさせていただいたところなんですけども、大きな区画で3区画程度、最大6ヘクという大きさを整備しようと思っていたものを、もうちょっと企業ニーズに合った小さな区画にしたり、進入路を増やして企業の方が利用しやすい、また法面も小さくして購入後の管理も軽減していこうという団地の魅力化というのを、これまでになかった内容として取組をはじめたところがございます。あわせまして外的な要因といたしましては、開通の月日みたいなところが、正直まだ発表はされておられませんけれども、数年のうちには、こここのところに高速道路のインターチェンジも設置されるという大きなチャンスも聞こえはじめております。

こうした我々の工夫、そうした外的なチャンスも合わせながら、地元江津市とタッグを組みまして、県の組織でいきますと、商工労働部と企業局とで連携をしながら、今後はさらに、分譲に力を入れてまいるということを考えておるところでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

高速道路が県内全線開通していくという方向性は、私は非常に期待もするし、賛成するものであります。この間の委員会でも、私は申したんですが、江津拠点工業団地というのは、企業局が造成をしないとイケない。土地を造って、そしてそれを売らないとイケないわけですね。だから、造って売らないとイケない、造って売る。

安来市切川地区はどうなるかという、企業局は造成なわけです。企業局は、だってそれはもう、オーダーメイド型で出雲村田製作所が出るわけだから。だからもう、企業局は造成するだけなんですよね。だから、江津地域拠点工業団地で造成をして売っていく。安来市切川地区に関しては造成していく、こういう事業をやられるわけですよ。だから、来年度の宅地造成事業の予算案では、安来市切川地区の造成事業費ということで20億円余りが計上されていると、こういう関係になっていると思います。

私は、限られた今の島根県の人口の中で、県外から人を持ってくるというその考えも確かにあるでしょうけれども、現実問題、人手不足が本当に大変な状況で、西部の江津地域拠点工業団地で企業に私は出てきてほしい。だけどそのときに、本当に人が集まるのか、人を本当に。だって企業が出てくるためには人材がいないと出てこないわけですよ。だけど、私は、やはり安来市に巨大な企業が出てくる、今も出雲にある、みんな人の流れが東部になっている。私はこれを非常に懸念するんですよ。本当に、県内の均衡ある発展がこれでいいのかという、これは県政の大きな問題としてです。だから企業局に、私は何か文句言うべきじゃないとは思ってますけど、企業局はそうやってるわけですから、企業局の仕事としてやとられるわけですから。だから企業局を責任追及するつもりはないんですけど、ただ私はそれが気になって仕方ありません。そのことは意見として述べておきたいと思います。

○坪内委員長

よろしいですか。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

人材不足に対する、今の県内の労働移動があるんじゃないかという、こういったような御指摘は前回もいただいておまして、本議会でも答弁をさせていただいております。今回こうやって大規模な工場ができれば短期的には、一時的に影響があるだろうという、こういったことは避けられないという、その上で、企業については、県外での採用活動強化などの、そういったような県内雇用情勢も配慮した検討をしていくんだという、こういったような考え方。それから県については、商工団体からの意見も聞きながら必要な対策は行っていくという、こういったような考え方を、雇用政策を所管している商工労働部が担いながらやっていくことになろうとは思いますが、企業局としても貢献できることがあれば、当然関わってまいりたいというふうに思っております。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

尾村委員。

○尾村委員

表決前に、討論させていただきたいと思います。

今、質疑の中で、私としては考え方述べましたので、多くはもう語りませんが、私としては委員長、第3号の一般会計予算、関係分、それから第20号の水道事業会計、第21号の宅地造成事業会計、この3つの予算案には反対であります。

一般会計の第3号でいえば、一般会計から水道事業会計への繰り出しが、私は必要だというふうに考えます。それから、第20号に関していえば、用水供給単価を引き下げていくべきだと、このように考えています。それから、第21号については、安来市切川地区の事業なんですけれども、私は自治体の仕事というのは開発会社ではないと思います。オーダーメイドとはいえ、一企業のために至れり尽くせり、そこまで、債務負担行為まで打って、私はやるのが自治体の仕事なのかということと言わざるを得ません。よって、第21号は反対であります。

○坪内委員長

それでは、御異議のありました第3号議案のうち関係分、第20号議案及び第21号議案については、個別に挙手により採決を行いたいと思います。その他の議案につきましては、その後一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、お諮りいたします。第20号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第20号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、お諮りいたします。第21号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第21号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、その他の議案につきまして、一括して採決を行います。

お諮りいたします。第18号議案及び第19号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第18号議案及び第19号議案については、原案のと

おり可決すべきものと決定しました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第58号議案のうち関係分、第73号議案から第76号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

門協企業局総務課長。

○門協企業局総務課長

企業局の2月補正予算案について御説明いたします。

資料は17ページを御覧ください。第73号議案、電気事業会計でございます。収益的収入及び支出、3行目、水力発電電力料でございます。今年度は、総じて降雨量が少なく発電量が少ない状況でございまして、6,400万円余の減を見込んでおります。これとは逆に、5行目、太陽光発電でございますが、雨が少なく晴天が多かったということで、1,400万円余の増でございます。8行目、事業外収益の概要欄に退職手当他会計負担分を記載しております。これは、当該年度の退職者に対する退職手当を2月補正で計上しておりますが、退職する職員の所属年数により、各会計で案分してございまして、電気事業会計以外の会計の負担分を収入し、同額を支出するものでございます。これはこの後御説明する、ほかの3つの事業会計でも同様の処理となります。9行目、特別利益1,500万円余は、発電施設の災害共済金が主なものとなっております。これらによりまして、1行目、電気事業収益は1億800万円余の増額補正でございます。10行目、電気事業費用は修繕費の増などにより、9,000万円余の増額補正となります。この結果、15行目、当期損益は13億7,700万円余の黒字を見込んでおります。

資本的収入及び支出、16行目、資本的収入は補正ございません。19行目、資本的支出は水力発電設備に係る建設改良費の減などによりまして、1億9,400万円の減額補正でございます。23行目、繰出金につきましては繰り出し先の国スポ関連の事業の実績減により、1億4,800万円余の減額補正となっております。

次に、18ページ、第74号議案、工業用水道事業会計でございます。収益的収入及び支出、工業用水道事業収益は退職手当他会計負担分の計上などにより、1,400万円余の増額補正、同じく費用は動力費の減、退職手当他会計負担分の計上などにより、900万円余の増額補正でございます。動力費の減につきましては、今年度当初予算編成時において高騰しておりました電力価格が、本年度に入りまして少し落ち着いたということによるものでございます。この結果、9行目、当期損益は1,100万円余のプラスとなりまして、マイナス9,800万円余を見込んでおります。

資本的収入及び支出、10行目、資本的収入は企業債の減などにより、8,200万円余の減額補正、14行目、資本的支出は布部系送水管路耐震対策事業の実績減などによりまして、6,400万円余の減額補正でございます。

次に、19ページ、第75号議案、水道事業会計でございます。収益的収入及び支出、1行目、水道事業収益は江の川水道の供給実績の増による供給水量の増、また退職手当他会計負担分、保険料収入の増など、1億1,400万円余の増額補正でございます。7行目、水道事業費用は工業用水道事業と同様の理由で動力費の減、また退職手当他会計負担

分の計上などによりまして、300万円余の減額補正となります。10行目、当期損益は1億2,400万円余改善しておりまして、マイナス2,600万円余を見込んでおります。

資本的収入及び支出、11行目、資本的収入は補助金の増などにより、1億1,100万円余の増でございます。15行目、資本的支出は斐伊川水道施設整備事業の実績減などによりまして、7,800万円余の減額補正となります。

次に、20ページ、第76号議案、宅地造成事業会計でございます。収益的収入及び支出、1行目、土地造成事業収益は江津地域拠点工業団地の分譲実績がなかったことや棚卸資産減耗費の戻入減などによりまして、5億5,200万円余の減額補正でございます。6行目、土地造成事業費用は江津地域拠点工業団地の棚卸資産減耗費の増などにより、4億8,500万円余の増でございますが、これは、先ほども触れましたけれども、現在取り組んでおります第3期造成の工事費の見込みが増加したことによるものでございます。この結果、9行目、当期損益はマイナスの10億600万円余を見込んでおります。

資本的収入及び支出、10行目、資本的収入は江津地域拠点工業団地造成事業費の実績減に伴う企業債の減、また安来切川地区工業用地造成事業の実績減による造成事業収入の減によりまして、10億3,800万円余の減額補正、16行目、資本的支出もこれらの実績減によりまして、6億6,500万円余の減額補正でございます。

最後に、21ページ、第58号議案、一般会計予算、企業局関係分でございます。5行目、一般会計歳入予算は地域振興積立金の繰入れが1億4,800万円余の減額となっております。9行目、歳出予算、200万円余の減額補正は、先ほど御説明しました公営企業会計補助金予算に連動して、一般会計を補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

よろしいですか。

[質疑なし]

○坪内委員長

それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第58号議案のうち関係分、第73号議案、第74号議案、第75号議案及び第76号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第58号議案のうち関係分、第73号議案、第74号議案、第75号議案及び第76号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明してください。

安部企業局施設課長。

○安部企業局施設課長

私のほうから、江津高野山風力発電所7号機の故障に伴う対応につきまして御説明いたします。資料22ページを御覧ください。

まず故障内容と経緯でございますが、江津高野山風力発電所は、全体で9機ありますが、そのうちの7号機について、今年の1月に、突風による振動により増速機内のギアが損傷したことから、現在運転を停止しております。

故障の状況につきましては、中ほどの写真を御覧ください。風車の内部に増速機がございますけれども、増速機は風車の回転を発電に必要な回転数にまで増速させる装置ですが、その内部が欠けている状態でございます。欠けているギアの損傷状況については、一番右の歯車が欠けている写真を御覧いただきたいと思っております。

このことにより、修理によって対応を検討してきましたが、増速機本体の交換が必要であることが判明しました。その結果、海外からの部品の調達、輸送、現地工事に約1年を要することや、その交換費用が2億円かかり高額であること、また交換しても、FITの残存期間内、これは令和11年4月までですが、その費用の回収が困難であるということが見込まれたことから、7号機については休止することと判断したところでございます。

収支につきましては、下段に記載しておりますが、①交換の必要な費用として約2億円、②修理した際に得られる保険収入として約2割の4,000万円、③FIT適用残期間中の純利益の見込みが1.1億円、収入と支出の差引きをしますと、マイナス0.5億円、5,000万円の赤字となることが判明しております。

なお、今後1台休止をしても、風力発電事業としては黒字を確保できる見込みと考えております。また、9基のうち1基が休止となりますが、他の風車が故障した際の部品供給用の風車としてこの7号機を有効活用することとし、当面廃止はしない予定です。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

ちょっと私から1点。この7号機が今回こういう、故障ということなんですけど、ほかの号機の点検とか、同じような故障の、具合というか、同じ時期にできたものだと思いますので、その辺の確認とがどうかというのを伺います。

安部企業局施設課長。

○安部企業局施設課長

この増速機の故障につきまして、ほかの号機も含めて点検をいたしております。その結果、特にほかの号機についてはこの故障や予兆があるということはありません。

○坪内委員長

分かりました。ありがとうございます。

そのほか。

山根委員。

○山根委員

企業局の風力発電、今までもやってこられて、隠岐の大峯山風力発電もやめちゃったよね。一般論として、発電機は欧州等から輸入しないとイケないといく聞きますし、それから、部品調達もなかなか、今日、国内ではままたらない。それで、かつ日本の風とヨーロッパの風は違って、よくない、適合しないっていうようなことも聞きます。一般論として、全体としてどう企業局は考えられますか、今後の風力発電について。御所見があれば。雑感で結構です。

○坪内委員長

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

先ほど、隠岐の大峯山のお話もいただいておりましたけれども、まず、隠岐の大峯山につきましては、かなり落雷等での故障、破損というのを繰り返したという経緯もありまして、なかなか収支が非常に厳しいものがあったという状況下の中で、民間の事業者から購入したいというお申出を受けて、民間譲渡という形で企業局の業務としては閉じさせていたいただいたという経緯がございます。

一方で、今の江津の高野山の風力発電所につきましては、隠岐に比べますと、どっちかという、風力の中では安定した運営経営ができているのかな、故障が今回大きなものが発生してしまったんですけども、固定価格買取制度により、高い単価で現在売電ができていますということもございまして、現在のところ、FITの期間終了まで運転をさせていただければ、その時点では黒字で事業が終われるという試算は今のところしているところでございます。ただ、FITの期間が終わってまた高い単価が見込めない中でどうするかというのは一つ大きな課題と認識をしており、企業局の中でも検討をスタートさせたという段階でございます。その時点でやめるという判断も一つございましょうし、ただ、せっかく造った再生エネルギーをつくる施設でございますので、こうしたものが企業経営とは別に県の環境サイドとか、地元江津市も環境に配慮したいろんな施策を打ってらっしゃる、その中で活用の道が探れないかという考え方もあろうかと思えます。近年、隣の鳥取県でも風車を民間に売られたというふうな事例も聞いておりますし、民間譲渡という可能性も探るべき道の一つではないかなとは思っておるところでございます。ただ、そうしたことも踏まえて、いろいろな方策を今後検討してまいる段階ではあるんですけども、一方で、地元の方々については、県の企業局というところが風車を運営するというところで、御理解をいただいて今までやってこれたということがございまして、いろんな方向性を探るということの前にまず地元の方々に対して、今後、風車の在り方、どういうふうに持っていった方がいいですかみたいなことをまず相談をさせてもらわんとイケんかな、というふうにも思っておるところでございます。そうしたいろいろな要素を踏まえて、この江津の高野山風力発電所の今後の在り方というのを検討してまいりたいというところでございます。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

いや、難しいですね、確かにね。慎重に、いろんな意見を聞いて、環境面の問題もありますもんね。御検討をいただきたいと思えます。

今日のこの22ページの資料で分からないのは、一番下の収支見込みの適用残です、③、FIT適用残期間の純利益見込みってというのは、これはFITが適用された場合の見込みですか。それとも適用されないときの残期間の見込みなんですか。どっちですか。

○坪内委員長

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

FITの適用がありますので、この令和11年の4月までは、FITの適用がある、FIT単価での試算でございます。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

FITが適用なかったら、ここは幾らぐらいになるんですか。

○坪内委員長

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

今、FITの適用単価が19円65銭という単価でございますが、FIT適用前、平成21年から平成23年度の期間の売電単価は10円48銭でございました。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

約半額。すみませんが、ちょっとくどくて申し訳ない。FIT期間の利益だけ見込まずに、その今後のFITの耐用期間内の利益を全部足し込んで、FITじゃなくてね、故障が直った後の利益を見込んで、それから費用を差引くとどのくらいになるんですか。恐らく最終判断では赤字が出たから、利益が非常に少ないからやめますっていう判断じゃないかなと思うんですが、その根拠は何ですかという。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

今、委員指摘のあった、交換をした後、FIT適用期間後にも運転はできるのではないかというようなお話ですが、これはパーツですので、本体の部分の風車自体に劣化がかなり起きていることを踏まえ、そこまで含めて考えると、FIT適用後に相対での電気の売電の契約をすると採算的に難しいなという試算を粗く出しております。このことから当面FIT適用期間までを試算の範囲としてシミュレーションを行うことで整理をしております。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○坪内委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、企業局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろ

しいですか。

それでは、以上で企業局所管事項の審査及び調査を終了します。

企業局の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は15分でいいですか。20分にしましょうか、午後2時20分からとします。よろしくをお願いします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開します。

これより、土木部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

今岡土木部長。

○今岡土木部長

土木部長の今岡でございます。坪内委員長、原副委員長をはじめ、委員の皆様方には、平素より土木行政の推進に当たりまして、格別の御指導、御鞭撻を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げます。

本日の委員会では、条例案4件、一般事件案3件、予算案10件を御審議いただくほか、報告事項といたしまして7件を予定しております。後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

ここで1点おわびを申し上げます。本日御審議をいただきます一般事件案のうち、矢原川ダム建設事業におけるトンネル工事の契約の締結を行うものとして提出しております第57号議案につきまして、契約相手方の代表者の名前に誤りがございまして、議案の訂正をさせていただいたところでございます。議会において御審議いただくに当たりまして、正確を期すべき議案に確認不十分な点がありましたこと、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。今後はチェック体制を強化し、再発防止に努める所存でございます。

このほか、私のほうから最近の出来事につきまして2点御報告させていただきます。

1点目が、県が江津市に建設いたしました波積ダムにつきまして、3月1日、竣工式を執り行いました。当日は坪内委員長にも御出席いただきまして、盛大に式典を開催できましたことをお礼申し上げます。ダムの完成によりまして、都治川沿川地域の洪水による被害軽減のほか、渇水時における農業用水または川の環境を守るための水量確保により、流域の皆様方の安全、安心な生活に寄与するものと考えております。

もう1点、翌3月2日でございますが、山陰道の出雲インターチェンジから出雲多伎インターチェンジ間、8.9キロが開通いたしました。当日は坪内委員長、原副委員長をはじめ、多数の皆様方に御出席いただきまして、盛大に開通式典を開催できましたことをお礼申し上げます。来年度は三隅・益田道路、15.2キロメートルが開通する予定でございます。県といたしましては一日も早い開通を引き続き国のほうへお願いするとともに、山陰道の早期の全線開通に向けて関係者の皆様と全力で取り組んでまいります。

結びに、土木行政の執行に当たりまして、委員の皆様方の引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された土木部に係る議案は、条例案4件、一般事件案3件、予算案10件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第28号議案のうち関係分、第36号議案から第38号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をしてください。

森脇建築物安全推進室長。

○森脇建築物安全推進室長

私からは、1ページ、第28号議案関係分について御説明いたします。

島根県手数料条例の一部を改正する条例（建築士法関係）（都市の低炭素化の促進に関する法律関係）（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係）、1、改正の概要、（1）建築士法関係で、建築士事務所登録手数料算定の考え方について、国から新たな技術的助言があったことから、これを踏まえ、登録手数料の改定を行うものです。

（2）都市の低炭素化の促進に関する法律、エコまち法関係。低炭素建築物新築等計画の認定に関する適合性に係る新たな評価方法が定められたことから、この審査に係る手数料を設定するものです。（3）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、建築物省エネ法関係。①建築物省エネ法が一部改正され、令和7年4月1日からの新築住宅等の省エネ基準適合義務化に伴い、手数料を設定するものです。②建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する適合性に係る新たな評価方法が定められたことから、この審査に係る手数料を設定するものです。③建築物省エネ法第41条に基づく基準適合認定・表示制度が廃止されたことから、これに係る手数料を廃止するものです。

資料2ページを御覧ください。上の緑の囲みのところ、これまで適用外だった住宅について、改正後は新築、増改築する際に、省エネ基準への適合が義務づけられることから、これに係る手数料を新設するもので、この後に、（3）、①で御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。上の図で、緑の囲みのところ、仕様・計算併用法について御説明いたします。これまで住宅の省エネ基準に基づく評価方法には、精緻な計算を行う標準計算と、計算によらず仕様で判断する仕様基準の2つがありました。この2つの評価方法を併用する仕様・計算併用法が定められたことから、これに係る手数料を設定いたします。下の図で、上のほうの緑の囲みを御覧いただくと、省エネ基準適合は、基本的には省エネ適判を受けることにより確認することとなり、この部分の手数を新設するもので、この後、2、（3）、①で御説明いたします。

また、下の緑の囲みのところを御覧いただくと、完了検査においても省エネ基準適合確認を行っており、この部分の手数が今まで手数料条例にあったことから、本来、建築基準法に基づく手続のため、今回、建築基準法施行条例、別表第6、第2項（3号）へ移行いたします。

1ページにお戻りいただき、2、改正の内容、（1）建築士法関係、一級、二級及び木

造建築士事務所登録手数料額の引上げです。(2)エコまち法関係、低炭素建築物新築等計画認定における仕様・計算併用法による手数料の新設です。(3)建築物省エネ法関係、①住宅に係る省エネ基準適合判定申請手数料及び建築物エネルギー性能向上計画認定における仕様・計算併用法に係る手数料の新設です。②基準適合認定・表示制度に係る認定申請手数料の削除、③建築基準法第7条第1項及び同法第18条第20項に規定する完了検査に係る加算手数料の削除、④その他改正に伴う条項ずれです。(1)の建築士法関係は、資料5ページの新旧対照表の別表60の項、改正内容は御覧のとおりです。(2)エコまち法関係は、資料5ページの別表64の4の項からで、改正内容は御覧のとおりでございます。(3)建築物省エネ法関係は、資料15ページの別表64の5の項、改正内容は御覧のとおりでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3、施行期日です。(1)エコまち法関係及び省エネ法関係は令和7年4月1日、(2)建築士法関係は令和7年6月1日でございます。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

三原河川課長。

○三原河川課長

資料の84ページをお願いします。私からは、第36号議案、島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の改正について御説明いたします。

この条例は、国土交通省が所管する里道、水路、海の占用等を対象とした占用料に関する条例であります。改正の理由としましては、国有財産特別措置法が改正され、条例の対象となっておりました法定外公共用財産のうち、里道及び水路が市町村に譲与されたことにより、県が法定外公共用財産として管理することがなくなり、条例の対象が海域の土地のみに限定されることから、今回改正を行うものです。

改正の内容としましては、条例の対象外となる里道及び水路に関する規定を削除するとともに、対象が海域のみになるということを明確にするために、題名を島根県一般海域占用料等徴収条例に改めるものです。なお、海域のうち、他の法令等で占用規定のある港湾区域及び漁港区域については条例の対象外とするとともに、海岸法で規定されております海岸保全区域での土石の採取についても対象外としております。あわせて、根拠法となる国有財産法の改正により、引用条項のずれが生じておりますので、これを整理するものです。

なお、施行期日は公布の日からの施行としております。

説明は以上となります。

○坪内委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

続きまして、第37号議案、島根県営住宅条例の一部を改正する条例です。委員会資料87ページになります。

まず、提案理由です。県営住宅そら山団地を雲南市へ譲渡することによって、所要の改正が必要となったものでございます。そら山団地の概要は、資料87ページの下段に記載をしております。

次に、改正事項です。県営住宅の設置を定める別表からそら山団地を削除するものです。資料 88 ページに新旧対照表をおつけしております。

次に、譲渡の理由です。本県では、市町村において、公営住宅の整備が困難な場合に、一定期間を県営住宅として使用後、市町村へ事業主体変更をするということを前提に県が建設をするといった手法を取っております。当団地は、雲南市の要望を受けまして、建設後 10 年で事業主体変更をするという前提で整備したものでございまして、このたび当該譲渡に至ったものでございます。

私からは以上でございまして。

○坪内委員長

森脇建築物安全推進室長。

○森脇建築物安全推進室長

私からは、89 ページ、第 38 号議案について御説明いたします。

1、改正の概要、(1) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の全面施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、建築基準法及び建築基準法施行令の一部が改正されたこと等により、建築確認申請手数料等について所要の改正を行うものです。(2) 法改正により、計画通知に係る審査を民間の指定確認検査機関が行うことも可能となったことを踏まえ、これまで手数料を設けていなかった計画通知において、民間との均衡を考慮し、審査手数料を設けるものです。

資料の 90 ページを御覧ください。上段の図が建築確認、検査手続の流れです。省エネ基準適合は、基本的には省エネ適判を受けることにより確認いたしますが、仕様基準により評価する場合は、省エネ適判は不要となり、上の赤の囲みのところ、通常建築確認の手続の中で省エネ基準の適合を確認いたします。また、完了検査におきましても、省エネ基準適合の検査を行っております。

下のほうの赤の囲みでございまして。下のほうの図が法第 18 条に係る計画通知に係る手数料の新設に関するものでございまして。計画通知についてですが、国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に建築確認に代えて建築計画を行政の建築主事に通知しなければなりません。見直し後の下のほうにあります赤丸のところ、改正により民間の指定確認検査機関による計画通知の審査・検査が可能となっております。

89 ページにお戻りいただき、2、改正の内容、(1) 省エネ基準への適合確認に係る審査及び検査手数料の新設で、第 1 条関係です。住宅等について、仕様基準等に適合させた場合、建築確認において省エネ基準への適合を審査・検査することになったことから、手数料を新設するものです。(2) 審査時間及び手数料区分等の見直しによる建築確認、完了検査及び中間検査の申請手数料の引上げです。第 2 条関係でございまして。国より新たな審査時間が示されたことを踏まえ、民間との均衡を図るため、建築確認等に係る審査時間等の見直しを行ったことから、手数料額の引上げを行うものです。(3) 計画通知に係る審査手数料の新設で、第 1 条関係でございまして。(1) の省エネ基準適合確認に係る検査手数料の新設は、資料 91 ページの新旧対照表第 1 条関係を御覧ください。改正内容は御覧のとおりです。(3) 計画通知に係る審査手数料の新設は、92 ページを御覧いただ

きますと、改正内容は御覧のとおりでございます。（２）の審査時間及び手数料区分等の見直しによる建築確認等の申請手数料の引上げについては、資料１０１ページの第２条関係を御覧ください。改正内容は御覧のとおりでございます。

８９ページにお戻りいただき、３、施行期日、（１）１条関係は令和７年４月１日から、（２）第２条関係は令和７年７月１日からでございます。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

条例案に反対するものではありませんけれども、少し委員長質疑させていただきたいと思います。改正建築基準法、それから、建築物省エネ法ですね。これらの改正によって、今説明あったように、原則として全ての建築物に省エネ基準への適合が義務づけられたということだと思います。このことによって、今まで特例で除外されていた小規模木造建築物への建築確認申請も、一部を除いて義務づけられたということですよ。私は、この法律の改正というのは、今の地球の温暖化、それから地震など、災害の頻発していることを考えれば、住宅の性能を向上させることは必要だと思いますので、必要なる改正だと思います。しかしながら、この法改正によって、建築事業者ですね。それから、施主についての様々な影響が出てくると私は思うわけです。県としてこの改正による影響を、事業者への影響、それから施主への影響、どういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

○坪内委員長

森脇建築物安全推進室長。

○森脇建築物安全推進室長

先ほどの御質問に答える前に、少し法改正の背景について触れさせていただきたいと思います。１つ目は、背景としましては、２０５０年カーボンニュートラル、２０３０年に温室効果ガス２０１３年度比４６％削減の実現に向けまして、建築分野での省エネ対策の確実な推進を図る中で、２０２５年の建築物省エネ法、建築基準法改正の全面施行により、住宅を含む全ての建築物の省エネ基準への適合、義務づけや、省エネ化に伴い重量化します建築物の構造安全性を担保するため、建築確認の範囲の拡大や、構造規定強化等が措置されます。この法改正による影響としましては、まず、法律２つございますので、省エネ法によるところは、新築増築する場合、省エネ基準への適合は義務づけられますが、増築の場合につきましては、増築部分のみが適合、義務づけの対象となります。なお、大規模な修繕であるとか、大規模な模様替えといったリフォームにおいて、この場合には省エネ基準への適合義務はございません。

次に、建築基準法では、木造２階建てまたは延べ面積２００平米を超える住宅でも、建築確認申請や検査の際に、省エネや構造の審査が必要となってまいります。これらの建築物を都市計画区域外において建築する場合、確認申請が新たに必要となってまいります。また、これらの建築物の大規模な修繕や、大規模な模様替えといったリフォームにおいても建築確認申請が新たに必要となります。これは、省エネ義務化や構造審査の見直しによ

り、建築確認における添付図書の作成など、新たな負担が生じることとなります。それを踏まえまして、先ほどの御質問への回答をさせていただきますが、まず、この国の取組のほうに触れさせていただきますと、改正により申請手続が大きく変わるため、申請手続等でございますが、国土交通省では、設計施工者などへの周知や説明を行うとともに、市場に混乱が生じないような審査体制の整備や、申請審査の合理化対策が講じておられるところでは、県としましては、やはり設計等を、実務をされる方、あるいは建築主の方への影響が、特にこういった小規模なものに関しての影響が多いことにつきまして認識はしております。本県におきましても、取組としまして、分かりやすい一般向けのパンフレットを作成し、関係団体を含めて配付することであるとか、地域学習会を開催いたしまして、設計者等への必要な周知を行ったところでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

私は法律の改正は賛成なんですね。今、室長が御説明されたように、建築事業者にとっても、結果的に今まで建築確認の必要がなかった事業者、工事などにおいての建築確認申請手続というのが必要になってくる。言ってみれば事務負担が増えるという問題が一つは出てくる。それから、施主にとっていえば、基本的に建築確認申請するために、建築士に対して依頼をしないといけない。費用が増えてくる。それから、確認検査に要する時間がかかるわけですから、だから、それだけ引渡しの時期が長くなってしまふ、遅れてしまふ、こういう問題があると思います。そういう状況を県としてもしっかり見て対応を取っていただきたい。やはり、中小の建築事業者っていうのは、ややもすればその受注機会が減ってくると思うんですよ。施主のほうは工事を控えるということが出てくるんじゃないかなということをお懸念してらるんです。その点でいえば、工事の呼び水となっている助成事業が土木部も用意されているわけですので、私はそういうものの拡充という点も今後は必要だなというふうに思っておるところでございます。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますか。

それでは、採決を行います。

条例案4件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第28号議案のうち関係分、第36号議案、第37号議案及び第38号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第28号議案のうち関係分、第36号議案、第37号議案及び第38号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第52号議案、第53号議案及び第57号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

中村下水道推進課長。

○中村下水道推進課長

資料の107ページを御覧ください。第52号議案、宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について御説明いたします。

1、提案理由でございますが、流域下水道の関係市からの負担を求めることにつきましては、下水道法第31条の2、第2項の規定により、関係市の意見を聞いた上、県議会の議決を経て定める必要がございます。なお、関係市である松江市、出雲市、安来市からは事前に同意をいただいております。

次に、2、維持管理費負担金の概要でございますが、維持管理費負担金は、二次処理費、高度処理費、資本費の3つの費用から構成されております。今回提案します令和7年度の資本費につきましては、過去の建設事業に要した経費を回収するもので、減価償却費などから算出し、毎年度負担額を決定しております。なお、二次処理費と高度処理費につきましては、3か年ごとに負担額を決定することとしており、現行単価は令和5年度から令和7年度の3か年を算定期間として、令和5年2月議会で議決をいただいております。

3の負担金額案については、東部処理区、西部処理区ともに黒枠で囲った部分が今回改定後の税抜き額でございます。(1)の東部処理区につきましては1億3,131万9,000円、(2)の西部処理区につきましては8,909万1,000円でございます。なお、主な増減理由につきましては、東部処理区、西部処理区ともに令和6年度事業実績等を反映したためでございます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

続きまして、第53号議案、財産の処分についてでございます。委員会資料108ページになります。

概要でございますが、先ほど、第37号議案において説明いたしました県営そら山団地の有償での譲渡によるものでございます。次に、要旨でございますが、第37号議案において御説明をさしあげたとおりでございますので、この場は割愛させていただきます。最後に、譲渡価格です。3億323万円余でございます。

私からは以上です。

○坪内委員長

栗栖河川開発室長。

○栗栖河川開発室長

私からは、第57号議案、契約の締結について御説明いたします。資料109ページを御覧ください。

工事名は、矢原川ダム建設事業付替県道トンネルその1工事でございます。施工位置は浜田市三隅町矢原地内でございます。矢原川ダム建設事業につきましては、平成26年度より建設着手しており、現在、ダム本体建設工事の迂回路となる付け替え道路等の整備を

進めております。このうち、主要地方道三隅美都線につきましては、付け替え区間の一部にトンネル区間があり、本年度より工事に着手する予定としております。

今回御説明いたします内容は、そのトンネル工事を発注する契約でございます。トンネル工事の発注に当たりましては、事業全体の工事工程から起点側となります浜田市三隅町矢原側からトンネル工事を実施するものでございます。工事の概要としましては、工事延長431メートル、うちトンネル本体工の延長が420メートル、幅員は車道2車線と路肩、監査廊を含めまして、全幅で8.5メートル、歩道はございません。トンネルの内空断面積は45.1平米で、掘削工法はNATMの発破掘削でございます。工期は、議決のあった日の翌日から起算して642日目に当たる日までとしております。約22か月となりますので、完了は令和8年の12月中旬を想定しております。契約の概要としまして、契約の方法は一般競争入札、契約金額は25億800万、契約の相手方は、中筋組・フクダ・大福工業特別共同企業体で、代表者は株式会社中筋組でございます。また、仮契約を令和6年12月23日に結んでおります。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

一般事件案3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第52号議案、第53号議案及び第57号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第52号議案、第53号議案及び第57号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。令和6年度補正予算に係る議案との関連がありますので、併せて説明を受けたいと思います。なお、採決については、当初予算、補正予算に分けて行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第15号議案、第16号議案、第22号議案、令和6年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分及び第2号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

金坂土木総務課長。

○金坂土木総務課長

第1号議案、令和6年度一般会計補正予算のうち、土木部関係分及び第2号議案並びに第3号議案、令和7年度一般会計当初予算のうち土木部関係分、第15号議案、第16号

議案及び第22号議案について、一括して御説明をさせていただきます。

資料のほう、110ページを御覧ください。令和6年度2月補正予算案のうち、初日上程分について御説明をいたします。補正の概要につきましては、2点ございます。1つは、国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化等を推進するための補正でございます。年末にありました国からの予算内示を踏まえ、補正を行うもの。もう一つは、翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定でございます。歳出補正額は、一般会計と特別会計を合わせて90億6,400万円の増額をお願いするものでございます。

次に、補正の内容でございますが、まず、公共事業についてでございます。111ページを御覧ください。土木部の公共事業総括表で、流域下水道事業会計を含んだものになります。表の中ほどの補正額の欄でございますが、歳出補正額90億円余の項目別の内訳としましては、網かけで記載している部分で、上から補助公共事業費で63億4,500万円の増額、このうち道路事業の交通安全対策などに38億円などとなっております。県単公共事業費で5,000万円の増額、維持修繕費で3億3,200万円の増額、また、直轄事業負担金が23億1,500万円の増額でございます。

110ページにお戻りいただきまして、公共事業以外のその他の事業としましては、地籍調査事業費2,200万円の増額をお願いするもので、内容につきましては、地籍調査事業を実施する市町村に対する補助金の補正でございます。

続いて、112ページを御覧ください。公共と非公共を合わせた課ごとの予算額を表にしております。表の真ん中の太枠で囲んだところがこのたびの中日上程分となっております。後ほど御確認いただければと思います。

続いて、113ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、一般会計の表中、赤い枠で囲っておりますが、補正予算額90億円余のうち、直轄事業負担金と、この後説明をいたします流域下水道事業会計における補正額3,500万円を除いた額、67億1,400万円を令和7年度へ繰り越すもので、理由はいずれも国の補助決定の遅延によるものでございます。

次に、114ページを御覧ください。流域下水道事業会計についてでございます。主な補正内容につきましては、一般会計と同様に国の経済対策に伴い、西部処理場のLED照明器具を更新するため3,500万円の増額をお願いするもので、この補正を反映した収支の見込みにつきましては、下側の表の資本的収支の表のとおりでございます。

2月補正予算の初日上程分につきましては以上でございます。続いて、115ページを御覧ください。令和7年度土木部当初予算案について御説明をいたします。

はじめに、土木部予算に関係します国土交通省の当初予算案の状況でございます。(1)基本方針の中ほどのところになりますけれども、国民の安全・安心の確保など三本柱の基に、年末に成立しました令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を目指すとされております。

116ページを御覧ください。国土交通省の公共事業関係費の予算額は5兆2,753億円、令和6年度補正予算を含めた額は、表の(B)欄、太枠で囲んだ部分で7兆1,879億円、前年度も同様に補正予算を加えたものと比較をしますと1.02倍となっております。

次に、2、土木部の当初予算案の概要でございます。土木部としましては、第2期島根

創生計画でも掲げる人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を実現するため、限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で、国の補助金、交付金事業を最大限に活用し、計画的な事業実施に努めていく考えでございます。（２）令和７年度歳出予算額は、公共、非公共事業を合わせた土木部総額で７８９億円でございます。

１１７ページを御覧ください。このうち、公共事業費につきましては、令和７年当初予算額６３４億円、国補正分に対応した県の１１月補正中日上程分と、２月補正初日上程分を合わせますと８３７億円となりまして、前年度比１．０１倍、額にして１２億円の増でございます。中ほどのグラフは、公共事業費の内訳を前年度予算と比較したもので、主な増減としましては、通常分のグラフの一番下の補助公共が６年度当初予算２９８億円から、７年度当初予算２８７億円と１１億円の減となっております。これは、国の経済対策等に伴う補正予算での国費の配分状況を含め、ここ近年の当初予算におけます国費の配分状況を考慮したことによるものでございます。

一方、県単公共につきましては、令和６年度の８２億円から９３億円と１１億円の増、それから、災害復旧費は、同様に４５億円から５１億円と６億円の増でございます。理由としましては、過年災、令和６年災分の事業費の増によるものでございます。

次に、主な事業でございます。①高規格道路・骨格幹線道路網や空港・港湾の機能の維持・向上のための整備の推進に１０５億円余、括弧書きは前年度と比較した増減額でして、１億６，０００万円余の減でございます。その主な理由としましては、先般開通しました出雲・湖陵道路及び湖陵・多岐道路に係る直轄事業負担金などの減によるものでございます。なお、山陰道の整備に関しましては、令和７年の直轄事業負担金は３５億円余でございます。続いて、②の災害に強い県土づくりに１８５億円余を計上し、道路防災対策、治水対策、土砂災害対策などを進めてまいります。

次に、１１８ページを御覧ください。③の公共土木施設の長寿命化の推進に７８億円余を計上し、引き続き老朽化した施設の修繕などの対策を計画的に実施し、管理コストの縮減などに努めてまいります。

１２０ページの表を御覧ください。公共事業の総括表でございます。これは、流域下水道事業会計を含んでおりまして、令和６年度、令和７年度、それぞれ前年度の補正予算を合わせた数字も挙げております。令和７年度ベースの総額は、真ん中太枠で囲んだＲ７年度ベースとある列の下、総合計として赤い丸で囲っておりますが、８３７億円余、内訳としましては、国の補正に対応した１１月補正分と、先ほど御説明をさせていただきました２月補正の初日上程分、合わせて２０３億円余、それから、令和７年度当初が６３３億円余で、その右隣の数字、６年度ベースと比較して１１億円余の増となっております。

次に、１２１ページでは、公共、非公共を合わせました予算額を課ごとに示したものでございまして、後ほど御確認いただければと思います。

資料のほう、お戻りいただきまして、１１８ページを御覧ください。（４）非公共事業でございます。主なものを御説明させていただきます。

まず、しまねの建設担い手確保・育成事業につきましては、建設産業団体等が行う就職促進等の取組支援、また、建設産業の魅力やキャリアイメージを若い世代とその保護者に伝える事業、さらには生産性向上に向けたＩＣＴ設備の導入支援などに対前年比で１，１００万円増の１億６００万円を計上しております。

次に、②しまね定住推進住宅整備支援事業につきましては、中山間地域や離島で移住・定住者を受け入れるための賃貸住宅等の整備や、空き家の改修に要する経費について市町村へ支援するもので、1億3,300万円となっております。

次に、③のしまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業は、バリアフリー改修や子育て環境の改善のための改修、また、部分的耐震化のために行う住宅改修に対し助成をするもので、前年度と同じく1億7,200万円でございます。

次に、土木部の新規・拡充施策としましては、しまねの建設担い手確保・育成事業の一部と出雲空港ターミナルビル改修整備事業がございます。これらの事業の詳細につきましては、この後、それぞれ担当課の室長より御説明をさせていただきます。

次に、(6)債務負担行為の設定でございます。来年度に発注する工事のうち、その工期が翌年度以降にわたるものにつきまして、債務負担行為のお願いをするものでございます。限度額は一般会計と特別会計を合わせて210億円余でございます。詳細は資料の122ページから123ページに一覧表を載せておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、124ページを御覧ください。公営企業会計予算として編成をしております流域下水道事業会計の当初予算案でございます。

まず、(1)業務の予定量でございますが、来年度は東部と西部の処理区合わせて3,091万立方メートル余の処理水量を予定しております。次に、予算額でございますが、①の運転管理や維持修繕などに係る収支につきましては、収益48億4,400万円、費用51億4,400万円でございます。また、②の建設改良や過去に借り入れた企業債の償還などに係る収支につきましては、収入24億6,200万円、支出26億6,500万円でございます。

次に、2の主な事業でございますが、流域下水道の運転管理としましては、終末処理場などの維持管理業務のほか、建設改良費として東部及び西部の処理区におけるマンホールの更生工事などを実施いたします。

次に、3、収支見込みでございます。表の真ん中の列、太枠で囲ったところが令和7年度当初予算案でございます。収益的収支につきましては、表の一番下の欄でございますが、マイナス2億9,900万円余を見込んでおります。

125ページを御覧ください。資本的収支につきましては、資本的支出の建設改良費に20億円余を計上し、その財源としまして、資本的収入の欄にありますように、企業債や国庫補助金などを充てることとしております。収支は損益勘定留保資金などで補填することにより、収支のバランスが取れるものと見込んでおります。

次に、4、債務負担行為でございますが、汚泥処理業務をはじめ、総額で23億5,200万円を限度額として設定するものでございます。

資料のほう119ページにお戻りいただきまして、土木部の組織改正について最後に御説明をさせていただきます。改正内容につきましては、これまで技術管理課のほうで一元的に行ってございました長寿命化対策を、各土木施設の所管課に移管することに伴いまして、長寿命化推進室を廃止し、一方、建設分野におけます生産性や安全性の向上に寄与するDXを一層推進するために、建設DX推進室を設置するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

武田建設産業対策室長。

○武田建設産業対策室長

資料126ページを御覧ください。第3号議案のうち関係分、しまねの建設担い手確保・育成事業【新規・拡充】分について御説明いたします。

建設産業の担い手確保・育成に対する取組を総合的に実施するため、新たに主に若年層を対象に鉄筋工や型枠大工などの専門工種の魅力を伝える事業や、女性や外国人などの多様な人材の入職を促進するための事業に取り組みます。

新規・拡充項目について御説明いたします。

1、建設産業の魅力発信では、対前年度600万円を増額計上しております。拡充内容は、若年層を含む幅広い層に向けて発信するため、鉄筋工や型枠大工など専門工種での中高生体験事業等の追加、技能系職種PR動画「みちごと」のウェブサイト改修です。

2、除雪機械資格取得の支援では、対前年度100万円増額し、300万円を計上しております。除雪機械の運転手となる人材育成のため資格取得経費を支援するもので、拡充内容としましては、支援対象者の年齢を50歳未満から60歳未満へ引き上げるものです。補助率は3分の1、補助上限は20万円になります。

3、建設産業の働き方改革推進として、新規で500万円を計上しております。事業の概要は、多様な人材の職域拡大や技術者の時間外労働削減を目的とした建設ディレクター等の普及セミナーや研修を実施するものです。建設ディレクターは、現場とオフィスをつなぐ新しい職域で、多くは技術者が行っている工事施工に係るデータの整理や処理、提出書類の作成やICT業務等を技術者に代わり行います。普及により、多様な人材の就業促進や技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくり、働き方改革を進めます。

4、外国人材活用促進として、新規で400万円を計上しております。事業の概要としましては、ベトナムチャーター便を活用した現地視察、県内セミナーの実施を計画しており、外国人材活用に関心のある事業者がベトナム人材への理解を深めることで、その活用を促進するものです。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

続きまして、私からは、第3号議案関係分、新規施策、出雲空港ターミナルビル改修整備事業について御説明します。資料は127ページを御覧ください。

出雲縁結び空港では、国際チャーター便の運航が令和5年度より再開し、また、ベトナム空港などと国際定期便の就航実現を目的とした覚書、連携協定を締結するなど、今後、国際チャーター便の運航回数増加が想定されます。しかしながら、出雲縁結び空港の搭乗待合室につきましては、現状としまして、図1のように、国内線利用客数の増加に対応するため、国際線用の搭乗待合室を開放することで必要な待合スペースを確保しています。このことから、国内線の運航がピークとなる朝夕の時間帯において国際チャーター便が運航した場合、図2のように、シャッターで搭乗待合室を分ける必要があり、十分な国内線の待合スペースが確保できないという課題がございます。

この課題に対応するため、資料128ページの事業概要にお示ししています図3のように、現在、ターミナルビル2階にある県の空港管理事務所をターミナルビル東側に新築移転し、その空きスペース約100平米を搭乗待合室に改修する計画であり、来年度から設計に着手したいと考えております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

それでは、説明がありました当初予算と関連する補正予算についての質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

本会議の質問戦の中でも、八潮市の道路の陥没の問題で島根県の状況などについての質疑があったと思います。報道によると、下水道に起因する道路の陥没は全国で大体約2,600件あったということをお聞きしました。島根県内で下水道に起因するそういう陥没等というのは何件かあったんですか。状況を教えていただければと思います。

○坪内委員長

中村下水道推進課長。

○中村下水道推進課長

2022年度に県内の公共下水道の管渠の損傷が原因となる道路陥没は発生しておりません。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

本会議でも土木部長が、下水道法に基づいて5年に一度の点検だということを御答弁されていたと思います。

八潮市の下水道管というのは、2021年度点検していたと。だから、5年に一度でいうところの2021年度の点検で、そのときの判定が直ちに工事の必要はないという、こういう判定だったと。しかしながら、残念なことに陥没が起きたということだと思っております。

この事例に鑑みれば、点検の期間とか、それから点検方法の見直しということも含めて、老朽インフラへの対策っていうのをしっかり行っていく必要が当然あるというふうに思っておりますよね。県としても、早速下水道の緊急な点検等を指示されたということだったと思います。引き続き必要な対応をしっかりとっていただきたいと思っております。

市町村に移りますけれども、市町村の下水道管の耐震化の状況というのはどういうふうになってるのでしょうか。

○坪内委員長

中村下水道推進課長。

○中村下水道推進課長

今年度10月に国土交通省から調査依頼のございました上下水道一体の耐震化ということで、重要施設から下水処理場直前の最終合流点までの下水道管路の耐震化の状況について御説明いたします。

県内の市町の状況でございますけれども、松江市におきましては73%、それから浜田市100%、出雲市26%、益田市100%、大田市100%、安来市51%、江津市100%、雲南市がゼロ%というような状況でございます、町にいきますと、100%であったり、ゼロ%であったりというような状況でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

今の御回答をお聞きすると、市町村によって様々、凸凹があるという状況ですよ。ですから、市町村としてはこの耐震化の必要性というのは十分に存じておられることと思いますので、県としての必要な技術的な助言等々を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

続けて、本会議の中でも、人手不足の問題というのが多くの議員さんから出されたと思います。当然建設業における人手不足対策、建設業の担い手の確保というのが大きな課題だと思います。

先ほど建設産業対策室長のほうから除雪のオペレーターのお話をいただいたところで、いわゆるオペレーター資格の支援ということで、幾らか支援の拡充を行うと。その一つが支援対象者の年齢を50歳未満から60歳未満へ引き上げると、こういうことだと思います。今年は雪が非常に多かったですよ。除雪の依頼も多かったと思います。今、地球温暖化が進む中で、水害の被害も増えていくでしょうし、または逆に、今後こういう大雪被害というのも増えてくるというように思うわけですね。そういう点でいうと、オペレーターの確保というのを、これ、県だけの仕事じゃないと思いますけど、しっかりやらないと、というふうに思います。

除雪等のオペレーターというのは今充足しているのかどうか、その点について教えてください。

○坪内委員長

実原道路維持課長。

○実原道路維持課長

島根県建設業協会が公表しております除雪機械の運転手、いわゆるオペレーターの人数は、令和元年度は1,429人でしたが、令和5年度はそれよりも214人少ない1,215人です。

また、年齢構成が確認できております令和3年度のデータを用いてオペレーターの年齢について御説明申し上げますと、50歳未満が48%、50歳代が23%、60歳以上が29%となっており、オペレーターの半数以上が50歳以上という状況でございます。

一方で、時間外労働の上限規制につきまして、建設業では今年度、令和6年度から適用されておるところですが、除雪作業の場合、昼夜連続で作業することも多く、これまで以上に交代要員を含むオペレーターの確保が必要となってまいります。

これらの現状と課題に対しまして、当初予算案に計上しております除雪機械運転資格取

得支援補助金により支援を進めることで、引き続きオペレーターの確保や育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

人数も減っているということだったと思います。なかなか大変な問題ですね。オペレーター一つ取っても、そういうことで人材不足があるということだし、それから、公共インフラにおいてもやはり老朽化が進んできていると、こういう状況だと思っています。

私は、そうであるならば、いわゆる維持修繕、長寿命化対策、これ、しっかりやっついていかないといけないけれども、なかなか財政上の問題があるということですよ。財政難だからといって必要な修繕が先送りされては、やはり住民の安全がしっかり守ることができないと思うんです。やっぱりそういう点でいうと、私は、国が例えば老朽インフラの点検などを、県もちろん、市町村が繰り返ししっかり行えるような点検の費用をきちっと国が補助をしていく。それから、国の防災安全交付金というのが大体自治体要望の6割程度しか実績がないわけですよ。足りないわけですよ。これは県議会としても意見書を出した経緯がありますけれども、やはりこれをしっかり増額させるということなどが必要だと思いますので、引き続き執行部におかれましても、我々議会もそうなんですけれども、財政要望をしっかり行っていく必要があるなというふうに感じております。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

尾村委員。

○尾村委員

今、少し討論させていただきました。

私、今、審議が第1号議案から2号、3号、15号、16号、22号まで御説明もらって、審査だったと思います。

当初予算の第3号議案については、私としては反対させていただきたい。その理由は、私は、今、土木部で最優先すべきことは、やはりインフラの維持、それから更新、防災、減災対策だと思うんです。新規の建設、大規模な建設ですね、これで私はいつも言いますのは松江北道路を言います。これ、今事業が進んでいますよね、工区ごとに進んできている。これはよく存じておりますけれども、私は、経済効率優先の事業、ここにお金が投入され、一定の人も投入されている、この部分をやはり私は、防災、減災のほうにもっと大きく今シフトしていくときじゃないかなというふうに思うわけです。

あわせて言うと、松江北道路の建設ルートの近傍にやはり宍道断層が最短で1キロのところ宍道断層が走っている。宍道断層は、政府の地震調査研究本部で言えば、もう主要活断層帯に指定されてるわけですよ。マグニチュード7級の大地震を起こしかねないというふうに言われているところです。ルートの場所も含めて、見直しが必要ではないかというふうに考えております。

以上の立場から、委員長、当初の予算案は反対ということです。

○坪内委員長

それでは、御異議のありました第3号議案のうち関係分については、個別に挙手により採決を行いたいと思います。そのほかの議案につきましては、その後、一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、そのほかの議案について一括して採決を行います。

お諮りいたします。第15号議案、第16号議案及び第22号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第15号議案、第16号議案、第22号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分、第2号議案につきましては説明を受けましたので、残る補正予算案であります。

第58号議案のうち関係分、第70号議案、第71号議案及び第77号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

金坂土木総務課長。

○金坂土木総務課長

第58号議案、令和6年度一般会計補正予算のうち、土木部関係分並びに第70号議案、第71号議案及び第77号議案につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

資料129ページを御覧ください。3月5日上程分の2月補正予算案の概要としまして、3点ございます。1点目が、事業実績見込みなどに伴う補正、2点目が、今年度の積雪の状況を踏まえ、道路の除雪費を増額補正、3点目が、翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正と繰越明許費の設定でございます。

補正額は、一般会計と特別会計を合わせ、87億800万円を減額するものです。

補正内容のうち、主なものとしましては、公共事業につきましては、補助公共事業費で7億5,800万円の減、県単公共事業費で13億7,900万円の減、維持修繕費は道路の除雪費などの増額により5億3,100万円の増、直轄事業負担金は11億8,300万円の減、また、災害の発生に備えて計上しておりました災害復旧費は29億800万円の減でございます。公共事業以外の主な補正項目につきましては、県単用地先行取得事務費で27億100万円の減などでございます。

131ページを御覧ください。公共事業の総括表でございます。表の中ほど、太枠で囲んだ部分が今回の補正分となっております。その一番下、赤い丸で囲んだ数字、59億

9, 100万円を減額するもので、これによりまして補正後の公共事業予算は右の丸で囲った790億3,500万円でございます。

次に、132ページを御覧ください。公共と非公共を合わせた課ごとの予算額表でございまして、先ほどと同様に、真ん中の太枠で囲んだ部分が今回の補正分でございます。後ほど御確認をいただければと思います。

次に、133ページを御覧ください。債務負担行為補正についてでございます。土木部で所管しております浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園の3公園の指定管理料につきましては、去る11月議会で令和7年度からの指定管理料の設定を認めていただきましたけれども、公募後の人件費や物価の上昇を踏まえまして、6,375万円の増額をお願いするものでございます。

次に、134ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。地元調整で時間を要したことなどによりまして本年度中に完了しない見込みの事業につきまして、令和7年度へ予算の繰越しをお願いするものでございます。今回の補正による繰越しの限度額は、一般会計では、上の表の太枠で囲んだ部分の一番下の赤い丸で囲んだ数字、48億4,500万円余をお願いするものでございます。これによりまして、今年度の繰越明許費の累計は、その右側の数字、482億8,100万円余で、繰越理由の主なものとしましては、国の経済対策によるものが180億6,300万円余、計画変更、設計変更によるものが237億6,400万円余などでございます。

また、その下の表、特別会計では、県営住宅特別会計におきまして新たに3億5,200万円余の限度額の設定をお願いするもので、理由としましては、地元調整による設計変更や資材の納期の遅れなどによるものでございます。

次に、135ページを御覧ください。流域下水道事業会計の補正でございます。主な補正内容としましては、収益的収支につきましては、営業費用で1億800万円の減額、営業外費用で6,300万円の減額、資本的収支につきましては、建設改良費が7億4,700万円の減額で、いずれも今年度の事業実績見込み等によります減額でございます。

収支見込みにつきましては、このたびの補正予算を反映させた形で表にまとめております。表の真ん中の列、太枠で囲んだ部分が中日上程分の補正額となります。先ほど御説明した費用及び支出を減額しております。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。補正予算に係る議案6件について一括して採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分、第2号議案、第58号議案のうち関係分、第70号議案、第71号議案及び第77号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分、第2号議案、第58号議案のうち関係分、第70号議案、第71号議案及び第77号議案について、原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

ここで休憩を取らせていただければと思います。再開は午後 3 時 4 5 分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

金坂土木総務課長。

○金坂土木総務課長

資料のほう 1 3 6 ページを御覧ください。今後 1 0 年間の公共土木事業の実施方針の一部改訂につきまして御説明をいたします。

まず、この実施方針の位置づけでございますが、公共土木事業を総合的に推進するため、道路、河川、砂防、港湾、空港の各事業における向こう 10 年間の事業の進め方や整備目標を定めたもので、目標期間は令和 2 年度から令和 1 1 年度までの 1 0 年間としております。

次に、改訂の考え方でございます。目標期間内における各事業の基本的な進め方については変更せず、このたびの第 2 期島根創生計画の策定を踏まえ、島根創生計画の K P I とこの実施方針で定める整備目標との整合を図るほか、令和 6 年度末での実施状況等を反映させる見直しを行うものでございます。

次に、主な改訂内容でございますが、まず、第 2 期島根創生計画の K P I との整合につきましては、道路建設事業のうち交通安全事業において対策が必要な箇所を追加しております。また、道路維持事業のうち老朽化対策におきまして令和 5 年度までに実施した 2 巡目点検の結果を反映させております。

さらに、令和 6 年度末の現状、実施事業の状況等の反映につきましては、河川改修事業におきまして近年発生した災害により事業着手した河川をこの方針の中に追記するものでございます。

具体には、1 3 7 ページを御覧ください。新旧対照表の右側、改訂後の部分になりますが、交通安全事業につきまして各市町村が策定する通学路交通安全プログラムに掲載されています小・中学生の通学路で、歩道整備が必要な箇所が令和 6 年度末時点で 7 4 か所、また、これ以外で交通事故等危険度が高い箇所や歩行者等の通行量の多い箇所では対策が必要な箇所が令和 6 年度末時点で 1 6 か所、これらを合わせ 9 0 か所につきまして、カラー舗装など暫定的な安全対策も含め、令和 1 1 年度までに対策を行います。

次の 1 3 8 ページは歩道整備の箇所表でございます、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、1 3 9 ページを御覧ください。道路における老朽化対策でございます。中ほど、①今後の進め方でございますが、法令により主要な道路施設については 5 年に一度の点検が義務づけられ、この実施方針策定時には、1 巡目点検で早期に修繕工事が必要とされた

317施設を令和5年度までに完了させる目標でしたが、点検後の詳細調査や設計の実施に当たり一定期間を要したことなどによりまして、5年度までに完了しなかった30施設につきましては、令和8年度までに完了させることとします。また、令和元年度から5年度にかけて実施した2巡目点検で早期に修繕工事が必要とされた296施設、これは1巡目点検と重複する施設も含まれますけれども、点検後5年以内に完了させることとしております。

続いて、140ページを御覧ください。資料の中ほど、江の川流域における河川整備につきましては、これまでの被害の程度によりましてグループ分けをしております。このうち平成30年と令和2年の2度の家屋浸水被害が生じた河川をグループAとしまして、優先的・重点的に整備を進めることとしております。この実施方針策定からこれまでの間に事業の実施方針が確定した河川、長良川及び都治川について記載内容を修正するものがございます。

資料136ページにお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますが、第2期島根創生計画の策定に併せ、県のホームページで公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

佐川統括技術専門監。

○佐川統括技術専門監

資料180ページをお願いいたします。私からは、島根県発注工事における人材確保・技術者育成等の取組について御説明いたします。

1、背景・経緯等といたしまして3点。1点目、少子高齢化に伴う建設技術者の減少や人手不足、次に、昨年4月、建設業にも適用された時間外労働の罰則付上限規制、次に、第三次担い手三法の改正がございます。

2、島根創生計画（第2期）におきましては、「Ⅲ 地域を守り、のばす」の「5 地域の生活基盤を支える人材の確保」の中で、建設産業を担う人材の確保、育成等を新たに設定しております。

3、取組の概要でございます。

（1）処遇改善として5点。1点目、設計労務単価の改善、次に、月単位の週休2日工事の適用、次に、適正な工期設定ガイドラインの策定、次に、工事関係書類の削減・簡素化等として、時間外労働で書類作成の割合が大きいことから継続的に取り組んでおりまして、負担軽減を図っております。次に、工事成績評定要領の改定として、働き方改革、ICT活用など時勢に合わせた見直しを行い、来月から適用いたします。

（2）生産性向上として4点。1点目、ICT活用工事の推進、次に、工事データ共有システム（ASP）の対象拡大、次に、遠隔臨場システムによるリモート監督など、業務の効率化、次に、検査の効率化を目指した試行にも取り組んでおります。

最後に、（3）若手建設技術者の育成です。まず、課題としまして、経験豊富な建設技術者の高齢化などによる指導者の不足、若手の入職や定着が進まないことによる技術承継がございます。その取組として、県優良工事等表彰におきまして、令和6年度に創設しました若手優秀建設技術者の特別表彰など、技術者の意欲向上、合同現場研修会は、設計者・施工者・発注者による工事中の現場見学やグループ討議を行う形として昨年度からス

ターゲットし、県東部と西部で開催しております。

次の181ページは、その概要となります。現場の経験が少ない若手建設技術者のスキルアップを図っております。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

國谷長寿命化推進室長。

○國谷管理監（長寿命化推進室長）

私のほうからは、第2期島根県公共土木施設長寿命化計画の策定について御説明いたします。資料は182ページです。

はじめに、1、第2期長寿命化計画の概要についてでございます。島根県が管理する公共土木施設の老朽化対策につきましては、平成27年度に公共土木施設長寿命化計画を策定し、計画的に取り組んでまいったところです。今年度末で計画期間の10年が経過するため、このたび、第2期長寿命化計画を策定するものでございます。

計画の概要につきましては、12月の本委員会で説明したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

詳細につきましては、資料183ページ以降に第2期長寿命化計画（案）をつけておりますので、御覧ください。

続きまして、2、策定の経過についてでございます。12月に本委員会で素案を説明しましたが、その後、12月19日から1月20日までの間、パブリックコメントを実施しました。いただいた意見を踏まえ、2点追記しております。1つ目が、取組の考え方のところ、これまでに蓄積したデータを用いて、維持管理段階で発生する損傷や異常の傾向を検証・評価し、必要に応じて修繕や新設の設計に反映にすること。2つ目としまして、維持管理の充実に向けてのところ、ドローンやAI技術等の新技術の活用やパトレポしまねなどを活用した維持管理における県民の協力について追記しております。

最後に、3、今後の予定としましては、3月末までに県のホームページで公表することとしております。今後は、この計画に基づき、メンテナンスサイクルの取組を引き続き進めることにより、施設の長寿命化を図ってまいります。

私の説明は以上です。

○坪内委員長

手銭用地対策課長。

○手銭用地対策課長

私からは、宅地造成及び特定盛土等規制法の概要及び運用について、資料の202ページを御覧ください。

1、法律の概要の（1）経緯ですが、令和3年7月、熱海で大規模な盛土崩落事故が起きました。このことから、全国一斉の盛土総点検が実施され、島根県内では117ヶ所の盛土を点検いたしました。また、市街地の既存盛土も682ヶ所調査しました。いずれも県内では危険な盛土は確認されていません。なお、現時点においても危険な盛土は確認されていません。

次に、（2）法改正についてですが、国は、危険な盛土を全国一律に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法を制定し、令和5年5月に施行されました。

このことにより、県内に規制区域を指定し、一定規模以上の盛土をする場合、許可を必要とすることとなりました。ただ、中核市の松江市は、権限移譲により独自に区域を指定して規制することとなっています。

(3) 規制区域の種類についてですが、203ページの方を御覧ください。イメージ図がございます。盛土規制法の規制区域は2種類あります。赤い線で囲ってある宅地造成等規制区域、いわゆる宅造区域というふうに言っていますが、市街地や集落での盛土などで人家等に危害を与える可能性のある区域を指定します。次に、青い点線で囲ってある特定盛土等規制区域、いわゆる特盛区域と言っています。市街地や集落から離れた急峻な森林や農地などの盛土で、人家等に危害を与える可能性のある区域を指定するものです。

次に、盛土の高さの規制ですが、資料1-2の204ページの中段の許可対象となる盛土の規模の表の左側を見ていただきたいと思います。基本的に高さの規制というのが盛土の基本であります。赤文字で書いてあります宅造区域の場合、1メートルを超える盛土に許可が必要となります。青文字で記載しております特盛区域の場合は、2メートルを超える盛土に許可が必要となります。なお、1メートルを超えて2メートル以内は、許可ではなく、届出事項ということになります。

2の島根県の規制区域案でございますが、205ページを御覧ください。これまで実施しました既存盛土の調査結果と市町村とのヒアリング等を踏まえて、作成しております。ピンク色で塗ってありますのが宅造区域です。国勢調査に基づくD I D地域、人口集中区域を指定しております。出雲、安来、浜田、益田の一部が区域となります。次に、特盛区域は、D I D区域を除く緑色の全エリアとなります。県全域について隙間のない規制区域案としております。

最後に、202ページに返っていただいて、3の今後の予定ですが、3月の中旬から4月の中旬にかけて規制区域案のパブリックコメントの募集をいたします。その後、関係市町村に法律に定められた正式な意見聴取を行い、手数料条例を策定して、令和7年10月以降を目途に区域指定をいたしまして、運用を開始する予定であります。以上です。

○坪内委員長

三原河川課長。

○三原河川課長

資料の206ページをお願いいたします。出雲市大社町の堀川における不法係留船対策について御説明いたします。

これまでの経緯について簡単に御説明いたしますと、堀川では、平成25年の出雲大社の平成の大遷宮を契機といたしまして、地元住民から不法係留船対策の強化について要請を受けております。平成24年5月に、地元関係者や関係する行政機関などで構成されます堀川プレジャーボート対策協議会を立ち上げまして、不法係留船に対する取組を強化してまいりました。所有者への戸別訪問などにより船舶の移動を要請した結果、一定の成果はあったものの、当時は駐艇場が不足していたということもあり、係留船の解消には至っておりませんでした。このような中、令和5年3月に新たに民間の駐艇場が開業されたことを受けまして、令和6年4月からは罰則規定が適用される船舶係留禁止区域を指定し、さらなる取組の強化を図ってまいりました。

具体には、横断幕や大型看板の設置による警告のほか、戸別訪問、文書通知や掲示によ

る自主撤去要請を繰り返し行ってまいりましたが、応じていただけない方を対象に、昨年末には河川法に基づく監督処分にあたります撤去命令を発出しております。この命令書では期限を本年1月末として撤去を命じておりましたが、2月時点でも依然として44隻の船舶が残ったままとなっております。

これまでの船舶の推移については中ほどのグラフにお示ししております。

県といたしましては、これ以上の改善は見込めないと判断いたしまして、先日2月28日に、行政代執行法に基づく戒告の通知を行ったところです。この戒告の履行期限は4月10日としておりまして、これまでに撤去が履行されない場合には、早ければ5月には代執行を行うこととなります。

先般も実際に堀川のほうでございましたが、高潮や津波などで係留船が漂流した場合には、護岸や橋脚への衝突ですとか、流水の阻害などの治水上の課題があることに加えまして、この場所は多くの観光客が訪れる場所でもございます。景観面への影響もあることから、引き続き不法係留船の解消に向け取り組んでいく考えです。

なお、所有者が判明しております船舶につきましては、行政代執行に向けた手続きを開始したところですが、所有者が不明の船舶につきましては、簡易代執行によりこの3月から順次撤去する予定としております。

説明は以上となります。

○坪内委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

引き続き、私から、2月26日に開催しました第4回出雲空港利用者利便向上協議会交通・駐車場部会について御説明します。資料208ページを御覧ください。

1、部会の概要、2、部会の構成員については記載のとおりでございます、3、第4回部会での主な検討内容としまして、昨年7月1日に施行しました駐車場管理規程の効果検証について情報を共有し、今後の対応について検討したところです。

最初に、管理規程施行後の利用状況ですが、資料の209ページを御覧ください。ターミナルビル付近の第1から第3駐車場の利用状況につきましては、昨年12月の本委員会の報告事項で施行前の3か月と施行後の4か月を比較したデータを説明しておりますが、今回は施行後7か月で比較したデータをおつけしています。いずれも管理規程の効果により、満車状態の緩和は継続している状況です。

208ページに戻っていただき、4、検討結果としまして、有料化につきましては、管理規程施行後のターミナルビル付近の駐車場の満車状況は改善しており、現時点では有料化が必要な状況ではないと判断しています。ただし、出雲空港連絡バスの運賃が3月1日から改定され、駐車場の利用状況に影響が生じることも考えられるため、検証期間を8月末まで延長し、9月下旬に第5回交通・駐車場部会を開催して、結論を出したいと考えています。

また、長期駐車車両把握の精度向上と職員の労力軽減を図るため、令和7年度に駐車場出入口に車両ナンバーを認識できるカメラを設置して、自動的に駐車日数の管理ができるシステムを導入する予定としています。

詳細については210ページを御覧ください。設置箇所は第1から第3駐車場の出入口

と東公園駐車場の出入口の7か所を予定しており、10月頃の運用開始を目指しています。参考までに、他空港で設置されたカメラの写真を下段左側におつけしています。

208ページに戻っていただきまして、最後に、パークアンドライドにつきましては、空港駐車場の混雑緩和に寄与する規模の適地がないため、現時点では実施困難と考えています。

説明は以上です。

○坪内委員長

中村下水道推進課長。

○中村下水道推進課長

私からは、島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて御報告いたします。お手元の資料211ページを御覧ください。

1の経緯でございます。令和2年3月に島根県宍道湖流域下水道事業の中長期的な経営の基本計画である島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略につきまして、期間を令和11年度までの10年間として策定いたしました。今年度、計画策定から5年が経過したことから、中間見直しを行い、3月中に確定することとしております。

2の概要でございます。

(1)の主な見直し点でございます。

①第2章、事業概要、第3章、将来の事業環境につきまして、5年の経過に応じた修正を行っております。

具体的には、事業概要につきましては、資料の216ページを御覧ください。表1の一番下の下水道処理人口普及率につきまして、東部処理区で約10%、西部処理区で約6%、当初戦略に比べ増加しております。

また、将来の事業環境につきましては、資料の223ページの表4、表5を御覧ください。接続人口につきまして令和11年度末時点の予測を当初戦略に比べ3%減少としております。

また、2ポツの有収水量につきましては、次の224ページの表とグラフでお示しておりますが、令和11年度末時点の予測を当初戦略に比べ7%減少としております。

次に、②の第5章、投資・財政計画につきまして、資料の228ページを御覧ください。事業の進捗や諸物価の高騰を踏まえ、運転管理費や建設改良費を増額し、それらの財源となる補助、負担金収入、記載額等を増額しております。

続いて、③の投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要でございます。資料230ページの中ほどからでございます。(2)で、現在、県及び関係市において協議しておりますW-PPPの導入検討につきまして新たに記載しております。

(4)では、収入増加・支出削減の具体的な取組としまして、資料は次の231ページでございますが、現在実証実験を進めております汚泥の新たな処理対策等を追記しております。

次に、(2)見直し後の投資・財政計画でございます。資料の234ページを御覧ください。数字が小さくて申し訳ございません。上段の表で収益的収支、下段の表で資本的収支を記載しております。令和2年度から令和5年度までは当初計画と決算の金額、令和6年度、令和7年度は当初計画と当初予算の金額、令和8年度以降は当初計画と見直し計画

の金額をそれぞれ記載しております。金額につきましては、諸物価の高騰や第2期ストックマネジメント計画の進捗、国の補助金等を踏まえて、計画しております。

また、投資・財政計画の主要な項目であります維持管理費、建設改良費等につきましては、適宜検討を行い、関係市と協議して、経営の改善に努めてまいります。

資料の211ページに戻っていただきまして、最後に、(3)今後の予定でございますが、3月下旬にこの中間見直しを県のホームページで公表する考えでございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

盛りだくさんの報告でございましたが、どれでも好きなものから質疑等をいただければと思います。いかがでしょうか。

多々納委員。

○多々納委員

それでは、順番に最初のほうから。10年間の公共土木事業の実施状況のところですが、130何ページだったかな、交通安全事業ということで主に通学路の歩道整備ということが上げられておりますが、この歩道整備の中には横断歩道の整備というのは入ってるんでしょうか。横断歩道になりますと、これ、公安委員会になると思うんですよね。大体通学路にある、最近よく聞くのが、ほとんど横断歩道がもう消えていて分からない箇所が非常に多くなっていて、横断歩道の整備を結構求められていることが最近多いんですけども、こういう交通安全対策に併せて、横断歩道の管理も一緒に、整備も一緒に行う必要があると思うんですが、あわせて、通学路以外の横断歩道の状況というのが、道路部分なので、どの程度御承知おきなのか分かりませんが、そこら辺も併せてちょっとお聞かせいただければと思います。

○坪内委員長

梅道路建設課長。

○梅道路建設課長

先ほど多々納委員から質問のありました横断歩道の状況について御説明します。

我々が進めております交通安全事業については、平成26年度ぐらいから交通安全プログラムに基づいて、教育委員会であったり、交通管理者の、先ほど委員からもありました、警察であったり、国、県、市の道路管理者、こういったものが参画して、定期的に合同点検をして対策を抽出して、それぞれの管理者及び事業者が対策を実施しているところでございます。

委員からもありましたように、横断歩道につきましては警察の所管となりまして、そういう交通安全プログラムの中で横断歩道についての指摘があれば、警察において直接対策を実施される場合があります。

また、我々が進めておる歩道設置に併せまして、舗装等を良くするというものに併せまして、横断歩道を引き直すというような対策を併せて行っている例はございます。

もう一つ、委員からありました横断歩道の通学路以外の状況等のことについては、今把握している資料がございません。いずれにしても、警察等の所管になって、どこまで把握されているのか分かりませんが、その方と警察などの状況なども確認しながら情報提

供できたらと思っておりますので、本日の回答は以上となります。失礼いたします。

○坪内委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございます。

なかなか全ての点検を土木部で図るというのは、当然横断歩道の場合は難しいと思うんですが、せめて通学路についてはぜひ公安委員会と連携を図っていただき、しっかり歩道整備に、横断歩道整備にもつながるような取組にさせていただければというふうに思いますので、要望含めてお願いしておきたいと思います。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、土木部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

審査の途中ですが、本日はここまでで終了し、明日、3月7日の午前10時に再開をします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を散会します。お疲れさまでした。